

よくわかる 建設業法



国土交通省 九州地方整備局

【2025. 2版】

建設業法上の 用語のポイント



1. 「建設業」とは、**建設工事(29業種※)**の**完成**を請け負う営業をいいます。

29業種＝土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体(※)

2. **軽微な建設工事のみ**請け負うことを営業する者については、**建設業の許可を必要としない**ため、建設業法上は、「**建設業者＝建設業許可業者**」と「**建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者**」との用語を使い分けています。

「**軽微な建設工事**」とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

※詳細はP2

3. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義されています。

通 称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次下請	⇔	二次下請	⇔	三次下請
建設業法上	発 注 者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人

4. 「**建設工事の請負契約**」とは、報酬を得て、**建設工事(29業種)**の**完成を目的**として締結する契約をいいます。

資材購入、点検、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

5. 「**請負代金の額**」とは、**消費税を含んだもの**をいいます。

(H13.4.3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)

※ 解体工事業については、平成28年6月1日から適用

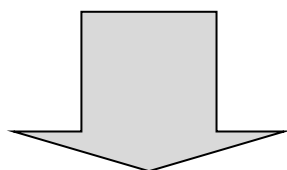
1	建設業法の目的	1
2	建設業の許可	2
3	一般建設業と特定建設業の違い	3
4	建設業許可の要件	4
5	工事現場に配置する技術者	8
6	専任の監理・主任技術者が必要な工事	12
7	JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置	19
8	監理技術者資格者証	21
9	現場代理人	22
10	元請:特定建設業者の責務	23
11	工事の丸投げ(一括下請負)	25
12	施工体制台帳	27
13	施工体系図	29
14	再下請負通知書	30
15	施工体制台帳の作成手順	31
16	施工体制台帳の記載内容と添付書類	33
17	施工体制台帳記載の下請負人の範囲	34
記載例	施工体制台帳	35
記載例	再下請負通知書	37
記載例	施工体系図	39
記載例	作業員名簿	41
フロー	下請契約締結に至るまでのフロー	42
18	適正な見積依頼	43
19	請負契約書	45
20	工期	46
21	帳簿の記載事項と添付書類	47
記載例	帳簿作成例	49
22	下請代金の適正な支払い	50
フロー	検査・引渡・下請代金の支払いフロー<特定建設業者>	53
23	建設業法で定める標識の掲示	54
24	建設業者に対する指導・監督	55
資料集	建設Gメン	57
資料集	駆け込みホットライン ～建設業法違反通報窓口～	59
資料集	建設業フォローアップ相談ダイヤル	61
25	建設工事紛争審査会	63
26	経営事項審査	64
資料集	建設工事の業種区分	65
資料集	国家資格等一覧	67

1

建設業法の目的

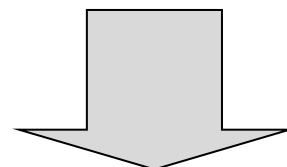
建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。（建設業法第1条）

1. 建設業を営む者の資質の向上
2. 建設工事の請負契約の適正化



建設業法の目的

1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者の保護
3. 建設業の健全な発達を促進



公共の福祉の増進



許可の必要な範囲

建設業（建設工事の完成を請け負うことを営業とするもの）を営もうとする者は、「**軽微な建設工事**」のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。（建設業法第3条第1項）

軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2）

「**軽微な建設工事**」とは、工事1件の請負代金の額が、以下の**いずれかに該当**する場合です。

- ① 建築一式工事にあつては、1,500万円に満たない工事
- ② " 延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ③ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、500万円に満たない工事

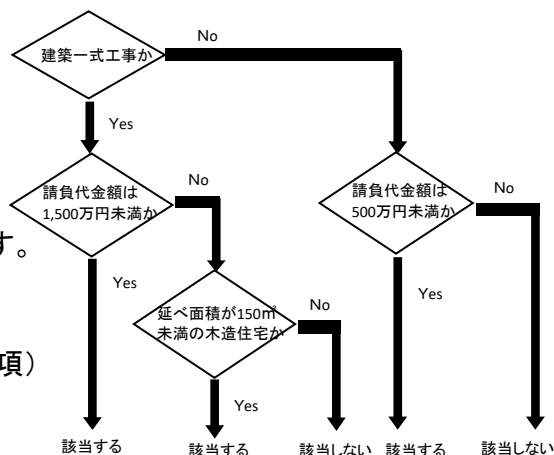
なお、上記の「請負代金の額」の算定にあつては、以下の点に注意が必要です。

ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額（同令第1条の2第2項）

イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額（同令第3条第3項）

ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額

エ) 消費税及び地方消費税を含む額



大臣許可と知事許可

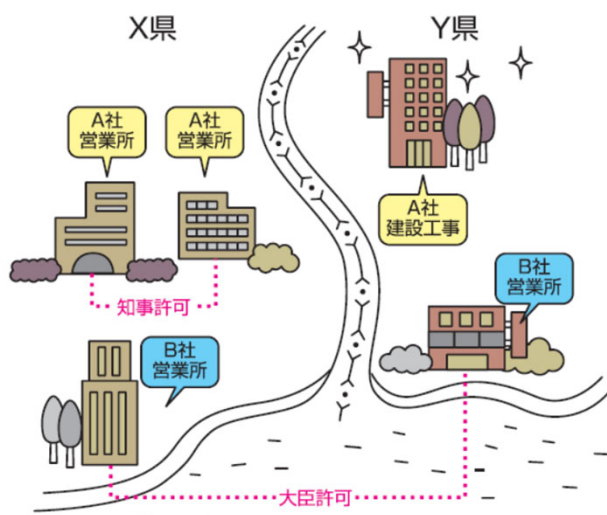
建設業の許可は、許可を受けようとする者の「**営業所**」の設置状況によって、大臣許可と知事許可に区分されます。建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみ存する場合は、その都道府県知事が許可をし、二つ以上の都道府県に存する場合には、国土交通大臣が許可をします。また、許可を受けた業種に関して**軽微な建設工事のみを行う場合も法に規定する営業所に該当し**、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可が必要です。なお、大臣許可及び知事許可とも**営業できる区域及び建設工事を施工できる区域について制限はありません**。

建設業法上の営業所

「**営業所**」とは、「**本店**」又は「**支店**」若しくは「**常時建設工事の請負契約を締結する事務所**」をいい、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も営業所に該当します。

また、「**常時請負契約を締結する事務所**」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここである営業所には該当しません。



建設業の種類と許可

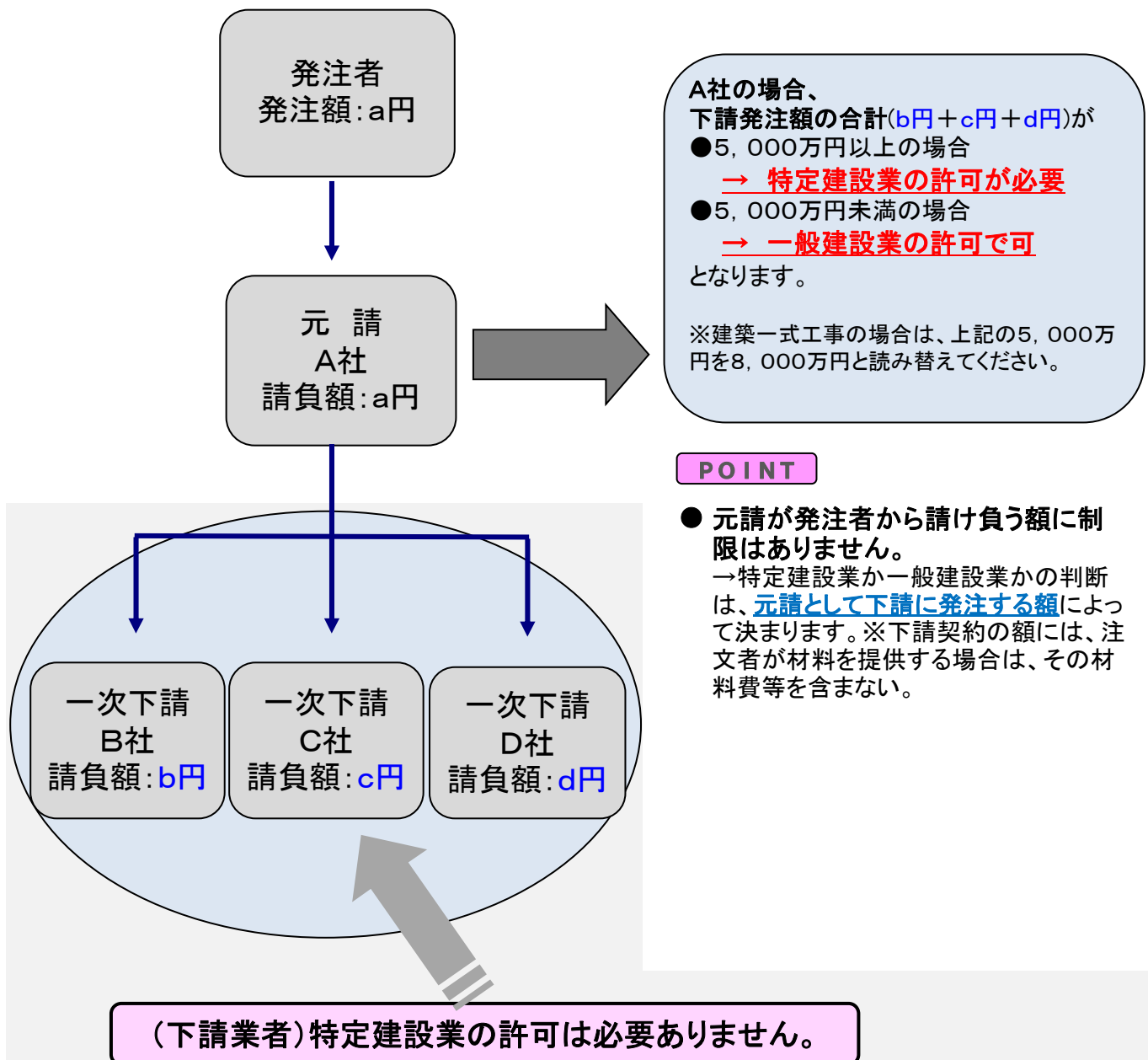
建設業の許可は、2業種の「**一式工事業**」と27業種の「**専門工事業**」の29業種ごとに分けて行われ、業種ごとに取得することとなります。「**一式工事**」とは、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、原則として、大規模又は施工内容が複雑な工事を、元請業者の立場で総合的にマネージメントする事業者向けの許可となります。「一式工事」の許可のみを受けている者が、「専門工事」を単独で請け負う場合には専門工事の許可が必要となります。

※許可申請については、各許可行政庁のホームページ等を参照してください。

3

一般建設業と特定建設業の違い

軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条(施行令第2条))



POINT

●発注者とは・・・

建設工事の注文者で、他の者から請け負っていない者のことです。

建設業法第2条5項・・・この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、・・・(以下省略)

※許可申請等については、申請する各許可行政庁のホームページ等を参照してください。

建設業の許可を受けるためには、建設業法第7条に規定する4つの「許可要件」を備えていること及び同法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

許可要件

(その1) 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者

(1) 経營業務の管理責任者等の設置(建設業法第7条第1号、建設業法施行規則第7条第1号)
建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者が必要とされます。(法第7条第1号)

● 「国土交通省令で定める基準に適合する者」とは、次の(イ)(ロ)のいずれか

(イ) 常勤役員等(法人の場合はその役員(注1)のうち常勤であるもの(注2)、個人の場合はその者又はその支配人をいう。)のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験(注3)を有する者
- (2) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として5年以上経營業務を管理した経験を有する者(※)
- (3) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者(※)

(ロ) 常勤役員等のうち1人が次の(1)(2)いずれかに該当する者であって、かつ、当該建設業者における財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、運営業務の業務経験について5年の経験を有する者を直接に補佐する者としてそれぞれ置く(一人が複数の経験を兼ねることが可能)ものであること。(※)

- (1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
- (2) 建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者

注1 「役員」とは、次のとおり。

- ・取締役…株式会社の取締役
- ・業務を執行する社員…持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する役員
- ・執行役…委員会設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等

注2 「常勤であるもの」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者(法人の場合)をいいます。

注3 「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長や営業所長等の地位にあつて経營業務を総合的に執行した経験をいいます。

※ (イ)(2)(3)の「経營業務の管理責任者に準ずる地位」に該当するか否か、及び(ロ)(1)(2)に関しては、個別に事前認定が必要となりますので、「建設業許可事務ガイドライン」第7条関係をご覧ください。各許可行政庁にお問い合わせ下さい。

(2) 適正な社会保険への加入(建設業法第7条第1号、建設業法施行規則第7条第2号)

健康保険、厚生年金保険…適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること
雇用保険…適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

注意

- ①「経營業務の管理責任者等」や「営業所技術者等(次ページ)」の設置は許可要件のため、例えば、許可を取得した後に、これらの者が退職等し、後任が不在となった場合は要件欠如で許可の取消し(法第29条第1項第1号)となります。このため、このような不在期間が生じないよう、予め上記要件を満たす者を選任できるように、事前に交替者を準備しておくことが必要です。
- ②「経營業務の管理責任者等」や「営業所技術者等」は、原則として、現場の主任技術者や監理技術者となることができないため、注意が必要です。(詳細はP12「注意」参照)

(その2) 営業所技術者及び特定営業所技術者

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した**営業所技術者等(営業所技術者及び特定営業所技術者)**を**専任**で配置することが必要です。(法第7条第2号)

「専任」とは・・・

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く) など

許可を受けようとする建設業が**一般建設業**であるか**特定建設業**であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件	特定建設業の特定営業所技術者となり得る技術資格要件
① 一定の国家資格等【注1】を有する者	① 一定の国家資格等【注1】を有する者
② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験【注2】を有する者 ・大学卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・高等学校等卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 いずれも指定学科卒業であること。 【注3】	② 一般建設業の営業所技術者となり得る要件(①～③のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注5】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注6】を有する者 ただし、指定建設業【注7】は除きます
③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注4】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者	③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注4】を受け特定建設業の特定営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注7】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注8】

〔注1〕 営業所技術者等となり得る国家資格等一覧(P65参照)

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドラインについて》

〔注3〕「指定学科」とは、建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているもの

〔注4〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設産業局 建設業課(代表:03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

〔注5〕以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注6〕 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《許可事務ガイドラインについて 参照》

〔注7〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注8〕 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

(その3) 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合には、当該法人・役員(非常勤含む)・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。(法第7条第3号)

【不正な行為】とは

請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為。

・・・たとえば詐欺、脅迫、横領、文書偽造を行うこと。

【不誠実な行為】とは

請負契約に違反する行為。

・・・たとえば工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について契約違反の行為を行うこと。

誠実性を満たさない者の例

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

(その4) 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。(法第7条第4号)

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること ①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

●「自己資本」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

●「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

●「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

●「資本金」とは

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

欠格要件

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。(法第8条)

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 建設業者として適正を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの(役員等(※1)、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む)

- ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※2)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(平成27年4月1日より施行)
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者(平成27年4月1日より施行)

※1 平成26年の法改正により、役員の範囲を拡大し、取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加(平成27年4月1日より施行)

※2 一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第31条の7項の規定を除く)に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

工事現場に配置する技術者

※技術者の「配置」とは、工事現場への常駐（現場施工の稼働中、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を意味するものではありません。



①1級、2級資格者
②実務経験者



1級資格者等

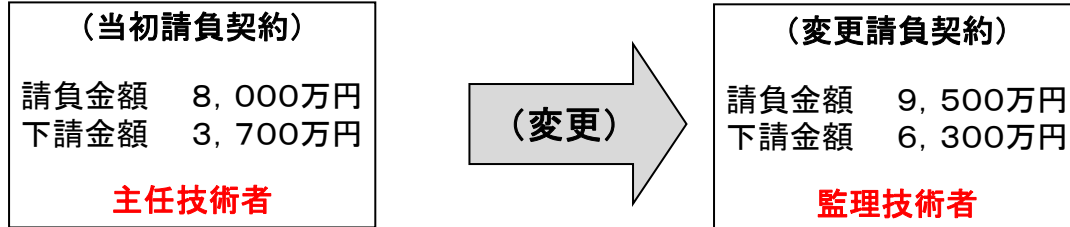
又は

8

主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

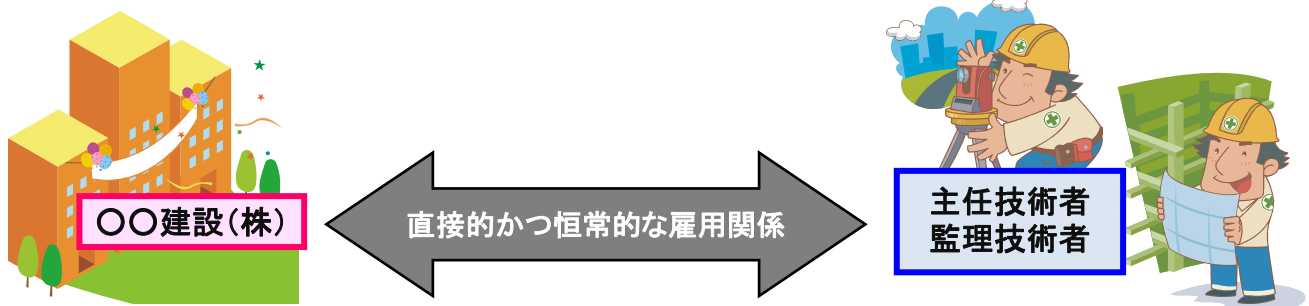
ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。（監理技術者制度運用マニュアル ニー二（3））



雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。（監理技術者制度運用マニュアル ニー四（1）、（2）、（3））

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヵ月以上の雇用関係にある必要があります。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴等により確認できることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル ニー四（3））

■雇用関係を確認するための書類

確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	法人もしくは5人以上の個人事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
雇用証明書		—	—	建設業者	所属会社の雇用証明書により雇用関係を確認

主任技術者及び監理技術者の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

元請・下請それぞれの主任技術者及び監理技術者が行わなければならない具体的職務は以下のとおりです。（監理技術者制度運用マニュアル ニー三）

	元請の主任技術者又は監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的 施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工 管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工 計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の 修正	○元請が作成した施工計画書等に基 づき、請け負った範囲の建設工事 に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領 書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗 確認 ○工程会議等への参加
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する 下請からの施工報告の確認、必要に 応じた立ち会い確認、事後確認等の 実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する 立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における 主任技術者の配置等法令遵守や 職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術 指導	○請け負った範囲の建設工事に関する 作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導



◆ 必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、 電気、管、鋼構造物、舗装、造園		その他(左以外の22業種) 大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体*1			
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計		5,000万円*2 以上	5,000万円* 2未満	5,000万円* 2以上は契約 できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は契約 できない
工事現場の技術者制度	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	一級国家資格者*3 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者*3 二級国家資格者*3 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する 重要な建設工事*4であって、請負金額が4,500万円*5以上となる工事					
	監理技術者 資格者証 の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし	

*1: 解体工事業については、平成28年6月1日から適用

*2: 建築一式工事の場合8,000万円

*3: 技術検定試験においては、第二次検定合格者に限る

*4: ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条）

*5: 建築一式工事の場合9,000万円

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合（元請業者）でこれらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（**専門技術者**）を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2 第1項）

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事（各専門工事）に附帯する他の建設工事（いわゆる附帯工事）をすることができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事（軽微な工事は除く）に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

6 専任の監理・主任技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が**4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第3項)

なお、工事現場ごとに置く専任の技術者(主任技術者)の配置は下請工事であっても必要です。
※上記の請負金額には、注文者(元請等)が材料を提供する場合は、その材料費等を含む。

◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設 若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負金額**4,500万円(建築一式工事は9,000万円)**以上の
個人住宅・長屋を除くほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

「専任が必要な工事」以外の工事(請負金額4,500万円未満の工事等)であれば、主任技術者は、複数の工事現場の兼務が可能です。

※当該主任技術者が各工事現場においてその職務(施工の技術上の管理等)を誠実にを行うことが可能な範囲に限ります。(※P10参照)

「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三)

◆「専任」とは、必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、

①適切な施工ができる体制を確保(必要な資格等を有する代理の技術者の配置、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等)し、

②その体制について、発注者や元請、上位の下請等の了解を得ていれば、差し支えありません。

(主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)(平成30年国土建第309号)参照)

注意

以下の場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の**職務を兼ねることができる**。(専任特例を活用する場合を除く。)

R6.12施行

1) 監理技術者等を**専任で配置する必要がある**工事(以下の全てを満たすことが必要)

ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ **監理技術者等の専任特例1号の要件1)～7)を満たしていること**。(要件詳細P16参照)

※専任特例1号で「工事現場間」とあるのは、「営業所から工事現場間」と読み替え

エ 営業所技術者等と**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあること。

2) 監理技術者等を**専任で配置する必要がない**工事(以下の全てを満たすことが必要。)

■ 営業所と工事現場が近接している場合。

ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事する程度に**工事現場と営業所が近接していること**。

ウ 当該営業所との間で**常時連絡**をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等と**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあること。

■ 営業所と工事現場が近接している場合以外

1) の要件を全て満たすこと。

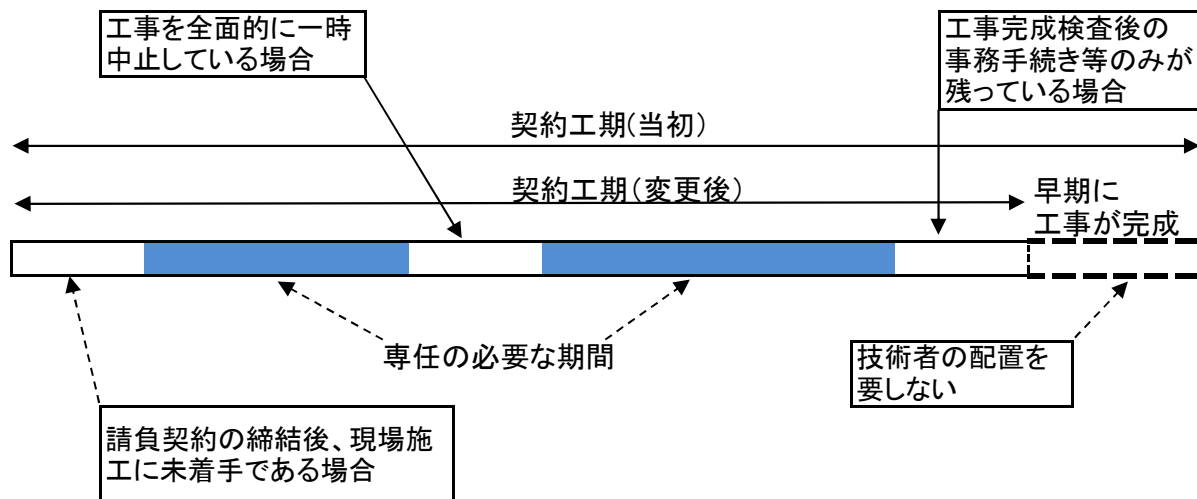
専任で設置すべき期間とは

元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされていますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確と

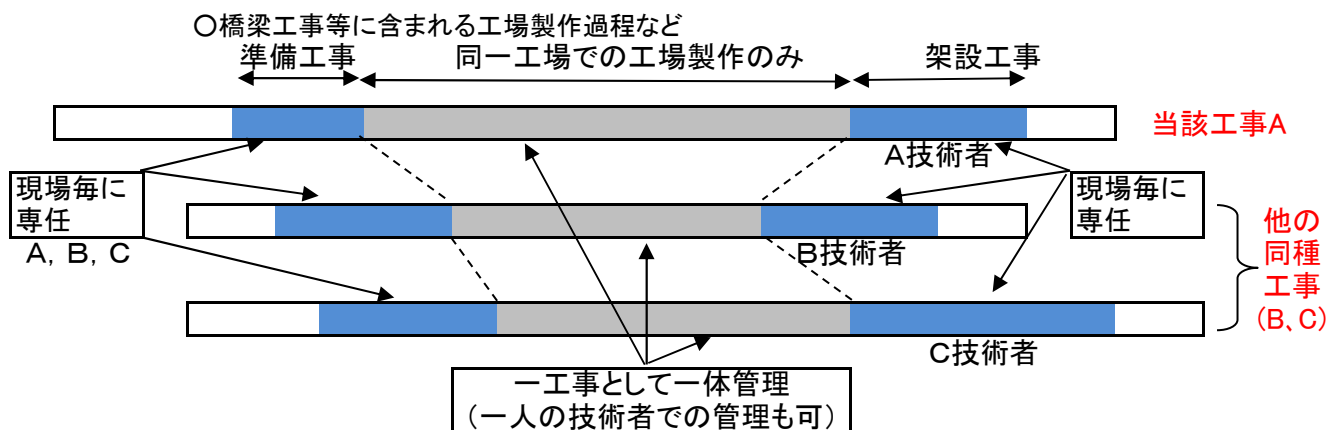
なっていることが必要です。

下請工事については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

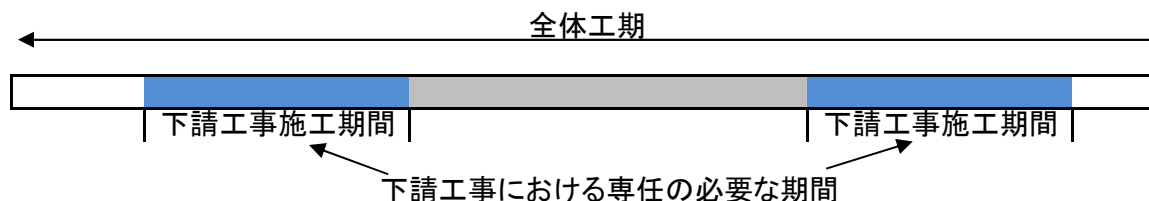
「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間



「工場製作のみが稼働している期間」に係わる専任期間



下請工事であっても主任技術者の専任が必要



(注意)

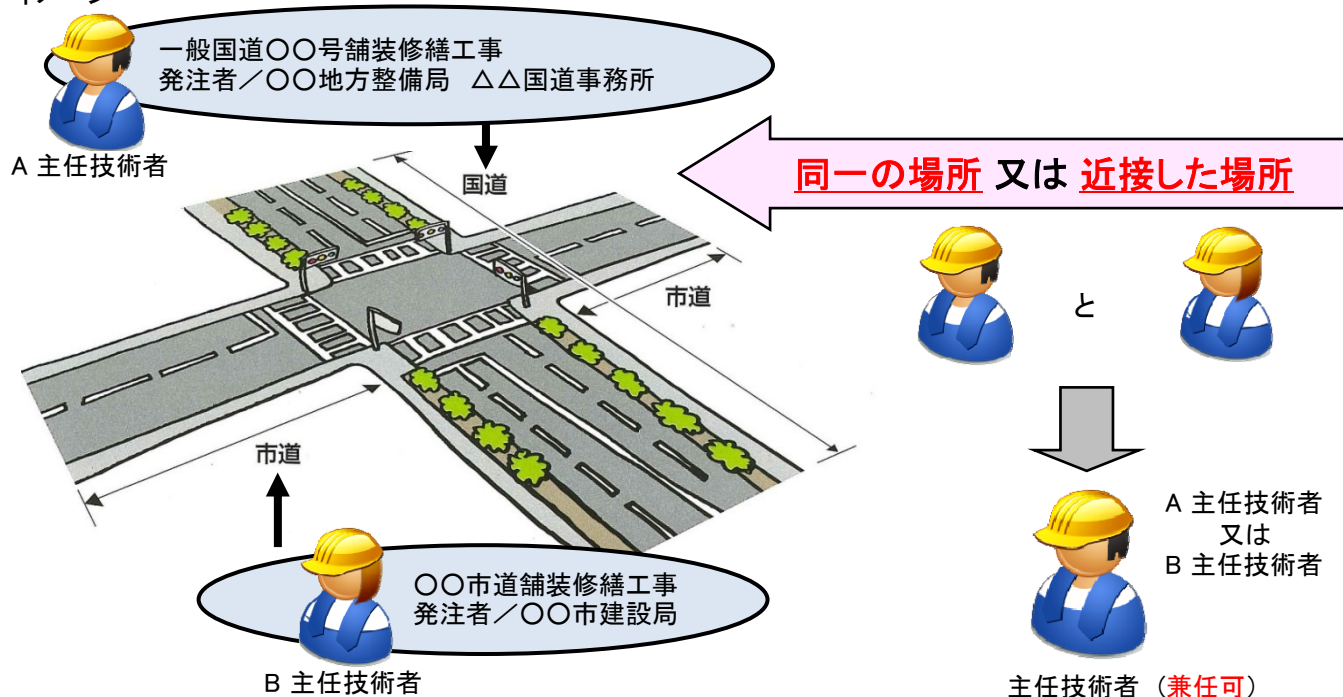
工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない!

二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合

【ケース1(主任技術者について)】

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の**主任技術者**がこれらの工事を管理することができます。(建設業法施行令第27条第2項)
※詳細は次ページ参照。

イメージ



【ケース2(監理技術者等について)】

専任の**監理技術者**については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記①②の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます(注文者は同一又は別々のいずれでも可)。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

- ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象が**同一の建築物又は連続する工作物**であること
(全ての発注者の承諾が必要)

この【ケース2】は、**主任技術者**の場合も同様ですが、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者が、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

(A工事) 請負金額 4,100万円 下請負金額 2,800万円 専任の主任技術者	(B工事) 請負金額 4,400万円 下請負金額 2,700万円 専任の主任技術者	⇔	AとBを 一つの工事としてみなす 請負金額 8,500万円 下請負金額 5,500万円 専任の監理技術者
--	--	----------	---

専任の主任技術者の取扱い

●建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成25年2月5日 国土建第351号)」

被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について **全国展開**

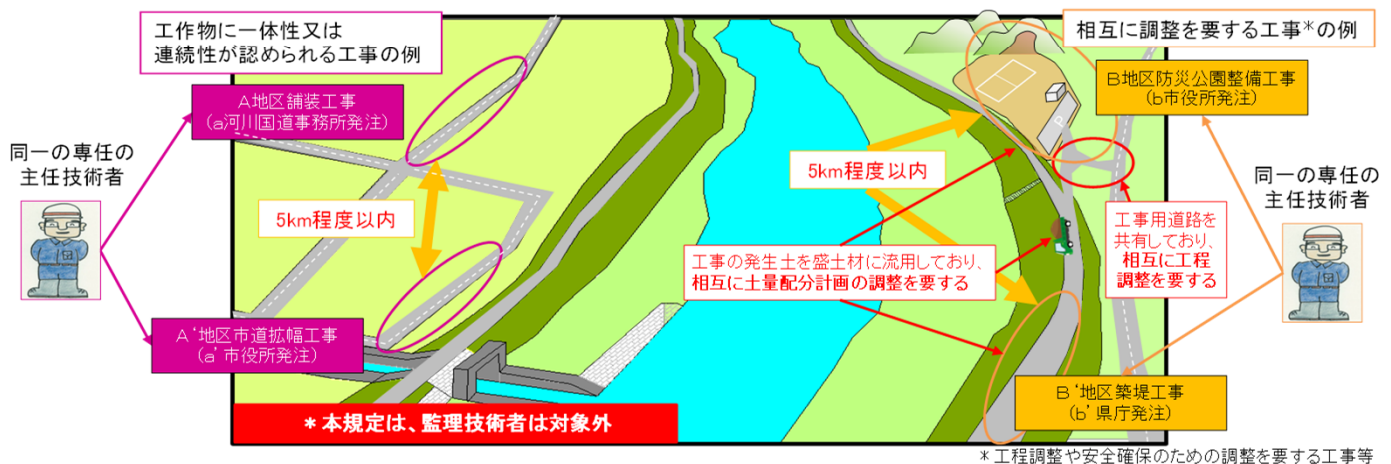
(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ **当面の取扱い**(平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大)

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

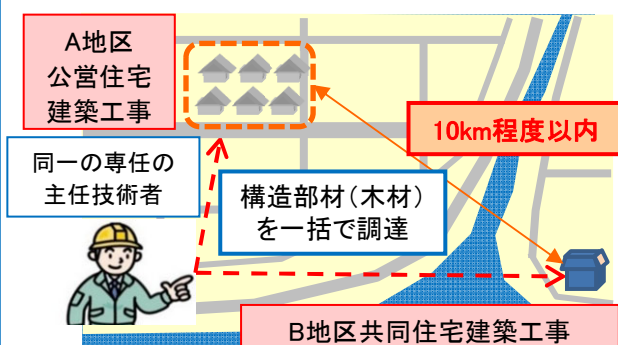


要件緩和

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)(平成26年2月3日 国土建第275号)」

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



※専任が必要な工事を含む場合、1人の主任主任技術者が管理することができる工事は、**原則2現場まで**

近接した場所

工事現場の相互の間隔が**10km程度**の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)

- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、**発注者が適切に判断**することが必要

監理技術者等の専任配置の特例

専任の監理技術者等を置く必要がある工事のうち、以下の要件を満たす場合、他の工事を兼務することができます。(建設業法26条第3項)

※兼任できる工事現場の数は、**2現場**までとなります。(建設業法施行令)

R6.12施行

専任特例1号

各建設工事について、以下の全ての要件を満たす監理技術者等

- 1) 請負代金の額が**1億円未満(建築一式工事は2億円未満)**の工事
- 2) 工事現場間が1日の勤務時間内に巡回可能、かつ工事現場間の**移動時間が概ね2時間以内**
- 3) **下請次数が3**を超えていないこと
- 4) 監理技術者等との連絡その他**必要な措置を講ずる者を工事現場に置いている**こと※1
- 5) 工事現場の**施工体制**について、**情報通信技術を利用する方法により確認する措置**を講じている※2
- 6) **人員の配置計画書を作成**し、工事現場毎に据え置く(作成等は電磁的方法によることも可能)
- 7) 工事現場の状況を確認するために**必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機**が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること

※1 土木一式工事又は建築一式工事の場合、当該建設工事に1年以上の実務経験を有する者を置くこと。

※2 情報通信技術については、CCUS等の現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム

専任特例2号(監理技術者補佐)

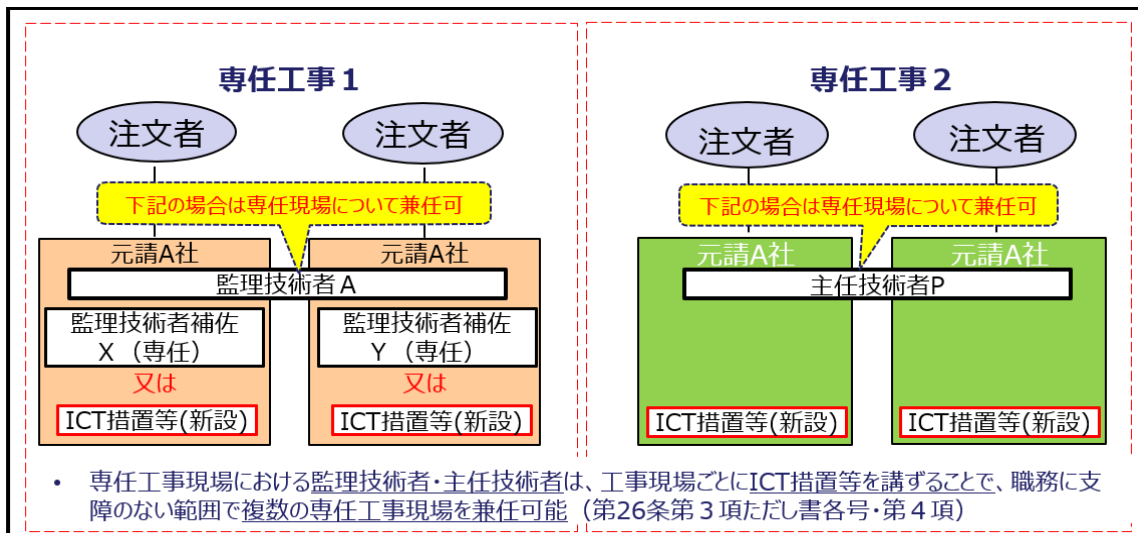
←監理技術者のみ。主任技術者は対象外

建設工事の現場に「監理技術者の職務を補佐する者」を**専任**で置く場合の監理技術者

＝「監理技術者の職務を補佐する者」となることができる要件＝

- 1) 「一級施工管理技士の一次検定に合格した者(一級技士補)」であり、
かつ「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者(主任技術者となる要件を満たす者)」
※一級技士補であるとともに、2級施工管理技士などの必要業種の資格等を有していることが必要
- 2) 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者(監理技術者となる要件を満たす者)

【監理技術者等の兼任イメージ】



特定専門工事(型枠、鉄筋工事)に関する主任技術者の取扱

「特定専門工事」について、元請負人(上位の下請負人)と下位の下請負人が「合意」した場合は、元請負人(上位の下請負人)の主任技術者が下位の下請負人の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行うことができます。この場合においては下位の下請負人は主任技術者の設置が不要となります。(建設業法第26条の3)【令和2年10月より適用】

●「特定専門工事」は、次のとおり。ただし、**下請代金の合計額が4,500万円未満**の場合が対象となります。

- (1) コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事
- (2) 鉄筋工事

●「合意」にあたり明らかにする内容は次のとおり。

- (1) 特定専門工事の内容
- (2) 当該特定専門工事の元請負人及び下請負人が締結した請負代金の額
- (3) 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- (4) 元請負人が置く主任技術者の氏名及び有する資格

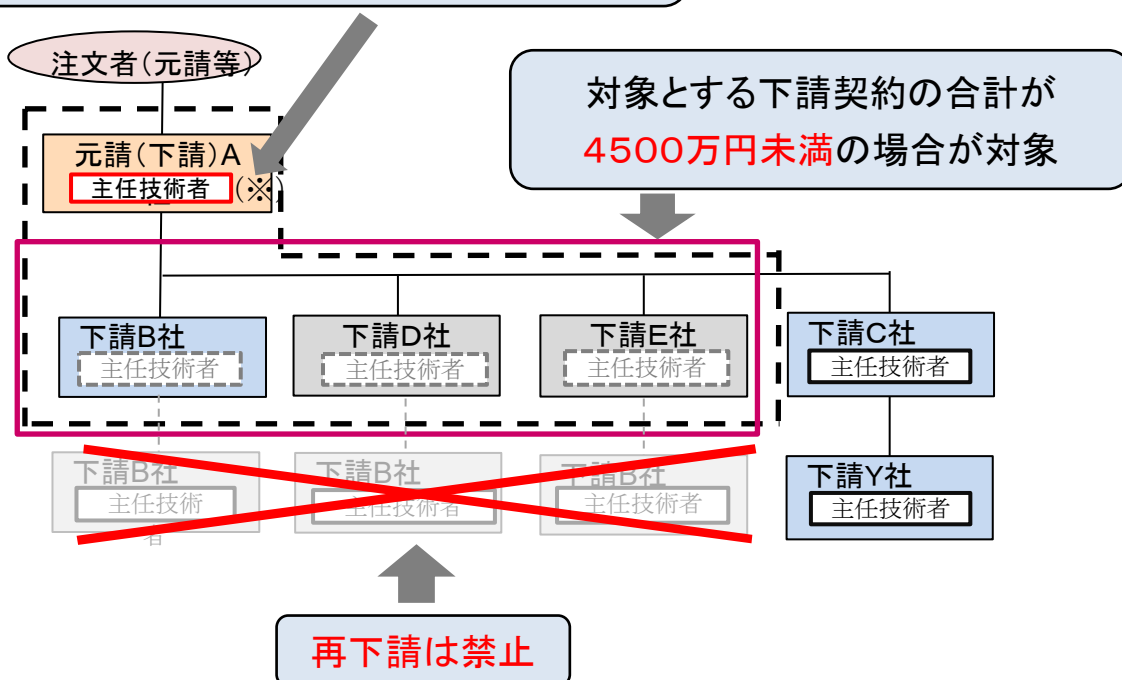
●元請負人(上位の下請負人)が、上記の合意をしようとするときは、あらかじめ**注文者の書面等による承諾**を得なければなりません。

●元請負人(上位の下請負人)が置く当該主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければなりません。

- (1) 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に關し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること
- (2) 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

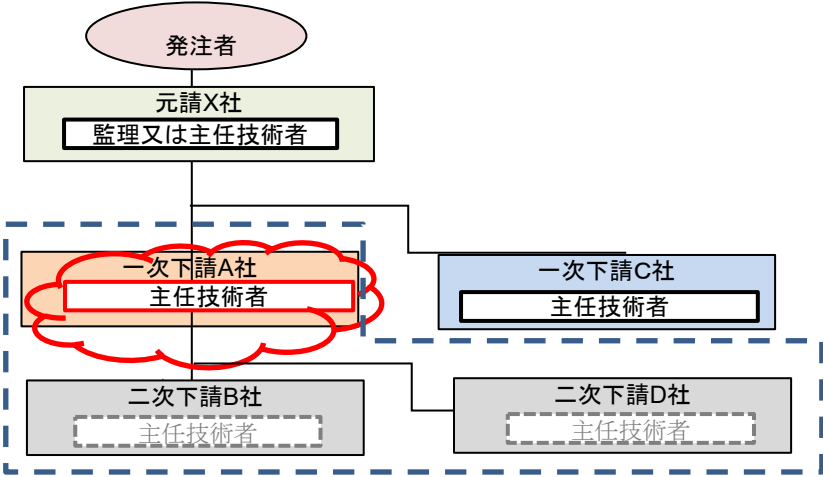
●特定専門工事の下請負人は、その下請に係る建設工事を他人に請け負わせてはいけません。

1年以上の指導監督的な実務の経験を有し、
かつ、当該工事現場に専任で置かれる者



※A社が元請の場合だけでなく、一次下請以下の場合も同様の取扱いとなる。(次ページ参照)

特定専門工事を請け負う一次下請の場合も同様
(二次下請以下の場合も同様)



7 JV (建設工事共同企業体) 工事における技術者の配置

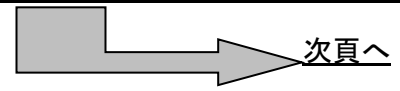
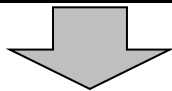
共同企業体の形態

特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

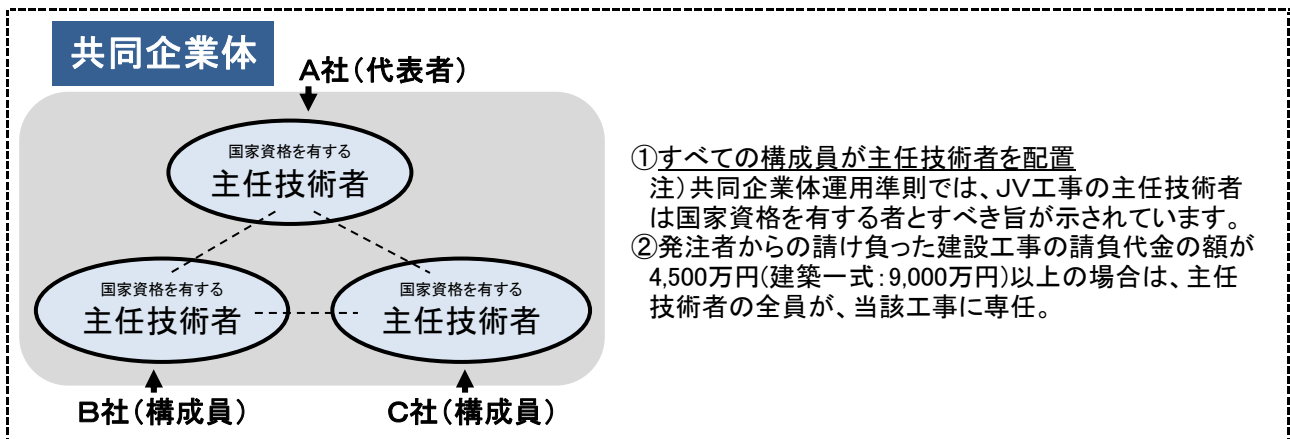
※共同企業体は、それ自体は法人格を有していない。したがって、共同企業体とその構成員である企業とが契約することは、民法第108条の自己契約に該当し、建設業法の下請契約としては認めがたいものと考えられる。また、このような契約は、出資比率に比べて一構成員が施工の多くを手がけることとなるため、実体上は共同企業体制度の趣旨に反するとともに、一括下請負に該当するなどの建設業法違反となるおそれが高く、他の構成員の実質的な関与を担保する手段がないため、適当でないといわれている。

共同企業体の施工方法

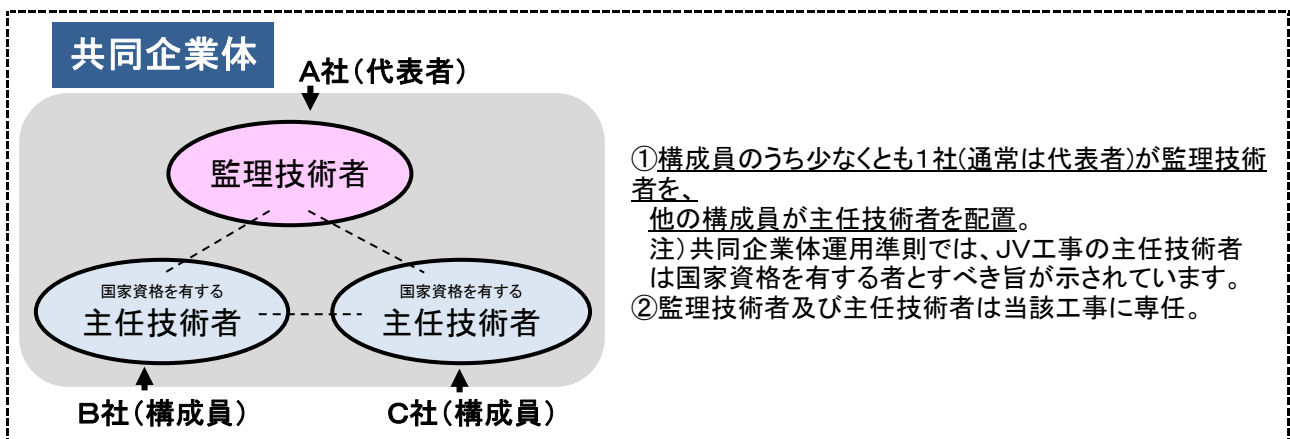
甲型共同企業体(共同施工方式)	乙型共同企業体(分担施工方式)
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。



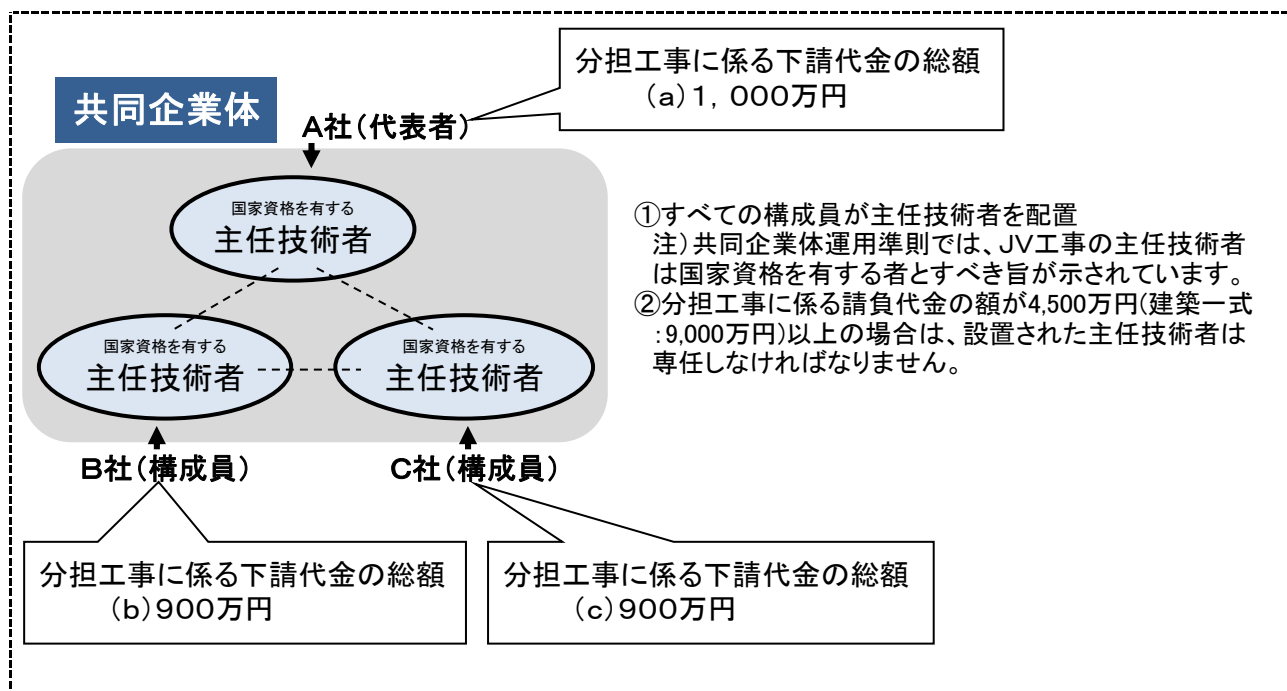
[甲型JVで下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)未満の場合]



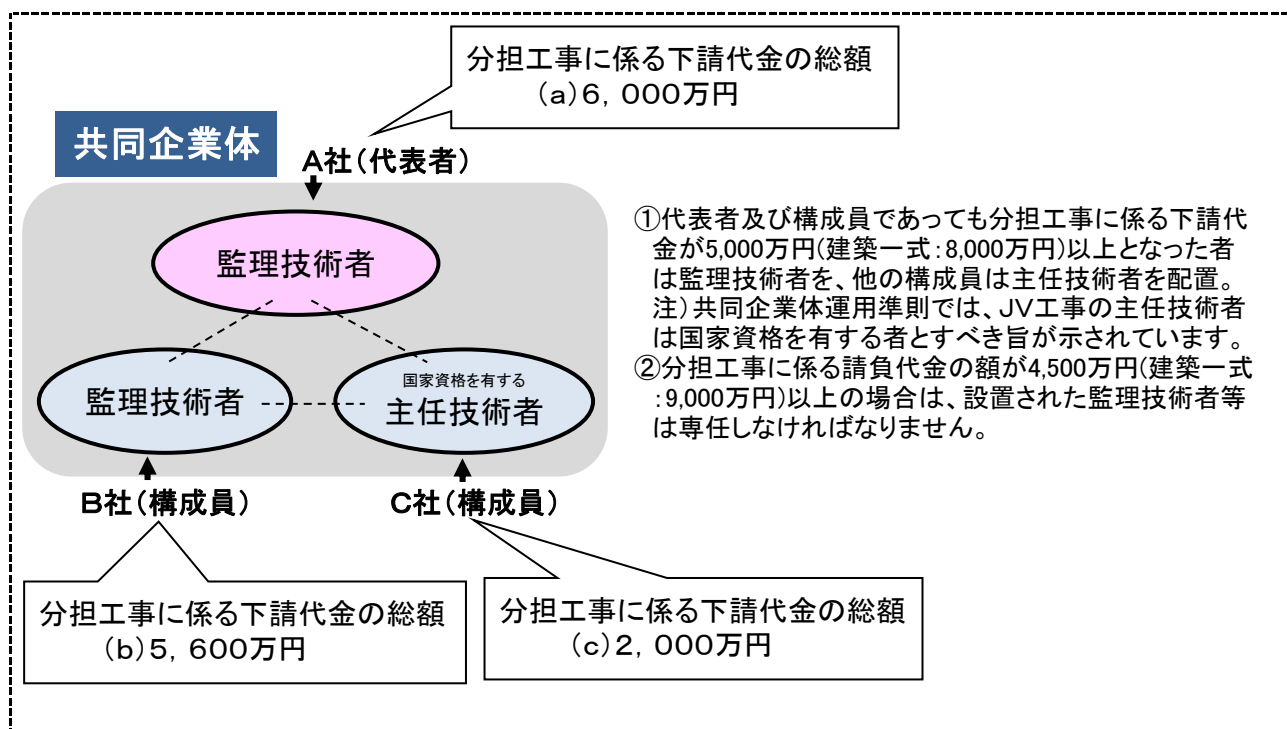
[甲型JVで下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)未満の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合]



共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいものがなり、その出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

8

監理技術者資格者証

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

資格者証が必要となる工事(下表)

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)	5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)	監理技術者	必要
		5,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第6項)

氏名				年	月	日	生	本籍	
住所									
写 真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	
	交付番号	第 号							
	監 理 技 術 者 資 格 者 証								
	平成 年 月 日 まで有効								
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者									
印									
所 属 建 設 業 者					許可番号				
有する資格									
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清廢								
有・無									

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第	号	修了年月日:	
	氏名:	生年月日:		
	講習実施機関名:	印		
資格者証備考				

※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

現場代理人は、**建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているもの**ですが、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人です。**公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。**

なお、建設業法では、請負人が請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合には、現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申し出の方法を、書面により注文者に通知しなければならないこととしています。（建設業法第19条の2）

「工事現場に常駐」とは

公共工事標準請負契約約款では、現場代理人に常駐を求めています。常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能なケースもあることから、発注者は一定の要件のもとに常駐義務を緩和できることとなりました。（平成22年7月26日改正）

一定の要件

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。（公共工事標準請負契約約款第10条3）

主任技術者、監理技術者との兼務

現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）及び専門技術者は、これを兼ねても工事の施工上支障はないので、これらの兼任が可能であるとされています。（公共工事標準請負契約約款第10条5）

公共工事標準請負契約約款

建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。

このうち、公共工事標準請負契約約款は、公共工事はもちろんのこと、電力、ガス、鉄道、電気通信等の民間工事も対象としています。

令和元年12月13日改正項目

- ◆ 譲渡制限特約について
- ◆ 契約不適合責任について
- ◆ 契約の解除について
- ◆ 契約不適合責任の担保期間について

改正後の標準約款は、国土交通省HPで紹介しています。是非ご活用下さい。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

その他の約款

- ◆ 「**建設工事標準下請契約約款**」
→ 公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般
- ◆ 「**民間建設工事標準請負契約約款（甲）**」
→ 民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約
- ◆ 「**民間建設工事標準請負契約約款（乙）**」
→ 個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約



特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。（建設業法第24条の7 第1項）

なお、下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

趣旨

大規模な建設工事では、多数の下請負人が参加し、また、下請が重層的に行われますが、これらの下請負人が建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定について理解が必ずしも十分ではなく規定を遵守しないために、現場における事故災害等のほか、労働者に対する賃金不払い等種々の問題が生じる例が少なくありません。

上記のような問題の発生を防止、解消していくために、

- ①すべての下請負人が法令の規定を知ること
- ②法令に違反する行為に対する早期是正を図るための仕組みを設けること

が必要となり、建設業法では、特定建設業者に対して、下請負人に対する法令遵守指導を的確に行うことを求めています。

指導が必要な法令

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人などが下記の表に掲げる法令の規定に違反しないよう、指導に努めなければなりません（施工体制台帳を作成しなくてもよい場合を含む）。

【指導すべき法令の規定】

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(第3条) (2)一括下請負の禁止(第22条) (3)下請代金の支払(第24条の3・5) (4)検査及び確認(第24条の4) (5)主任技術者及び監理技術者の配置等(第26条、26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(第9条1項・第10項) (2)危害防止の技術基準等(第90条)
宅地造成等規制法	(1)設計者の資格等(第9条) (2)宅地造成工事の防災措置等(第14条第2項・第3項・第4項)
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(第5条) (2)中間搾取の排除(第6条) (3)賃金の支払方法(第24条) (4)労働者の最低年齢(第56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(第63条、第64条の2) (6)安全衛生措置命令(第96条の2第2項、第96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(第44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(第63条1号、第65条8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(第98条1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止(第4条1項)
建設労働者雇用改善法	(1)書類の備付け等(第8条2項)

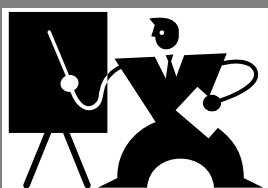
是正指導に従わないときは許可行政庁へ通報

下請負人が是正指導に従わない場合には、行政庁（下請負人の許可区分等に応じて決められている（下図））に、その旨を速やかに通報しなければなりません。（建設業法第24条の7 第3項）
 なお、この通報を怠ると、特定建設業者自身が建設業法の監督処分を受ける場合があります。

元請：特定建設業者の責務



① 現場での法令遵守指導の実施



② 下請業者の法令違反に対する是正指導



③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【通報することとなる行政庁】

下請負人（建設業を営む者）の区分		通報する行政庁
建設業者 （許可業者）	大臣許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
	知事許可	許可をした都道府県知事 又は 建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
その他 （許可を受けていない業者）		建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事

11

工事の丸投げ(一括下請負)

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。(建設業法第22条)

◆一括下請負とは◆

●請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

●請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

このような場合で、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

発注者

元請負人

下請契約

一次下請負人

下請契約

二次下請負人

一括して人に請け負わせてはいけません。
(建設業法第22条第1項)

一括して人から請け負ってはいけません。
(建設業法第22条第2項)

下請負間でも一括下請負は禁止！

**一括下請は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！**

●一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条)

●民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。(建設業法第22条第3項)
なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。(平成20年11月28日より施行)

下請としてきちんと仕事をしていても処分されるの？

一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく
下請負人も監督処分の対象になります。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「**実質的に関与**」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。（「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日 国土交通省通知）

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、次に掲げる事項を全て行う必要があります。

施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正

工 程 管 理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

品 質 管 理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

安 全 管 理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

技 術 的 指 導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

そ の 他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

●下請負人が再下請負する場合についても、請け負った範囲の建設工事に関する「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」を主として行う必要があります。

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

12

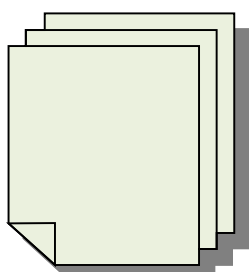
施工体制台帳

建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事:8,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。（建設業法第24条の8）

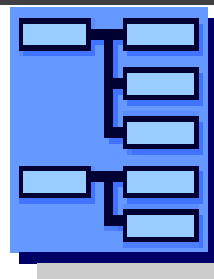
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請：建設業者が、
5,000万円（建築一式 8,000万円）
以上を下請に出すときに作成（注：次頁参照）

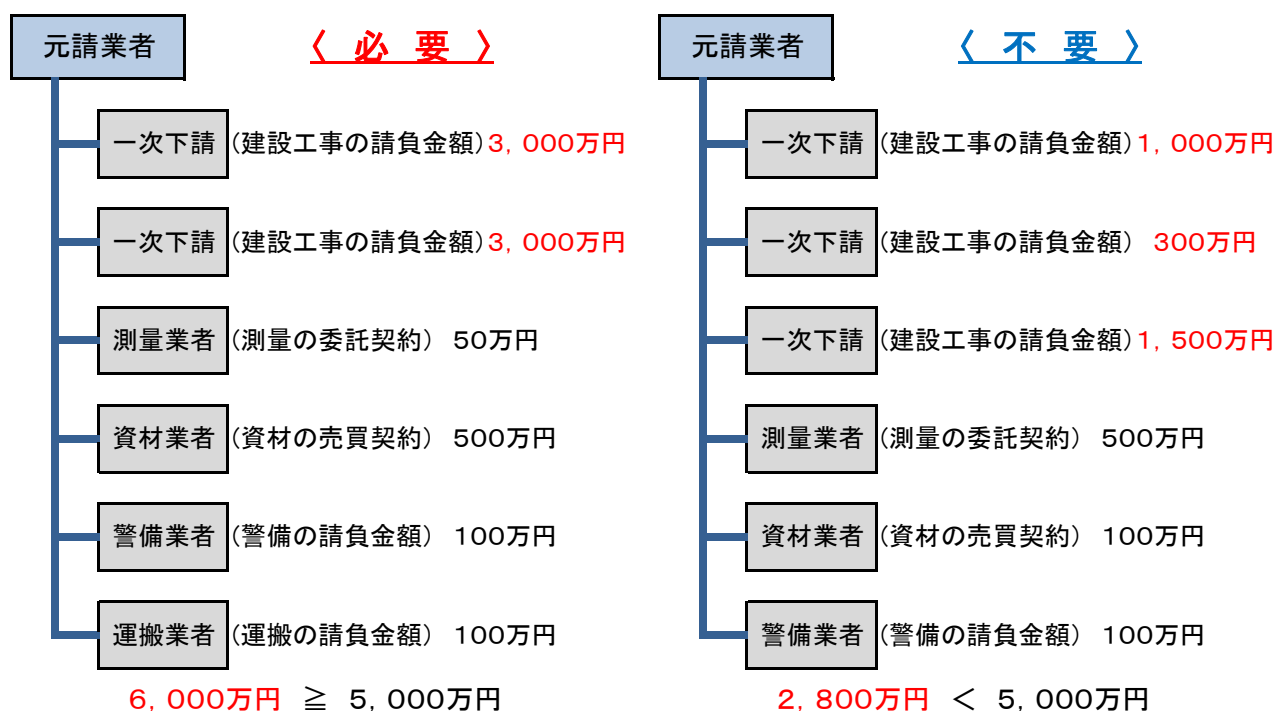


施工体制台帳



施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」です。
（建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。）



施工体制台帳の作成の目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、以下の事象を防止する。

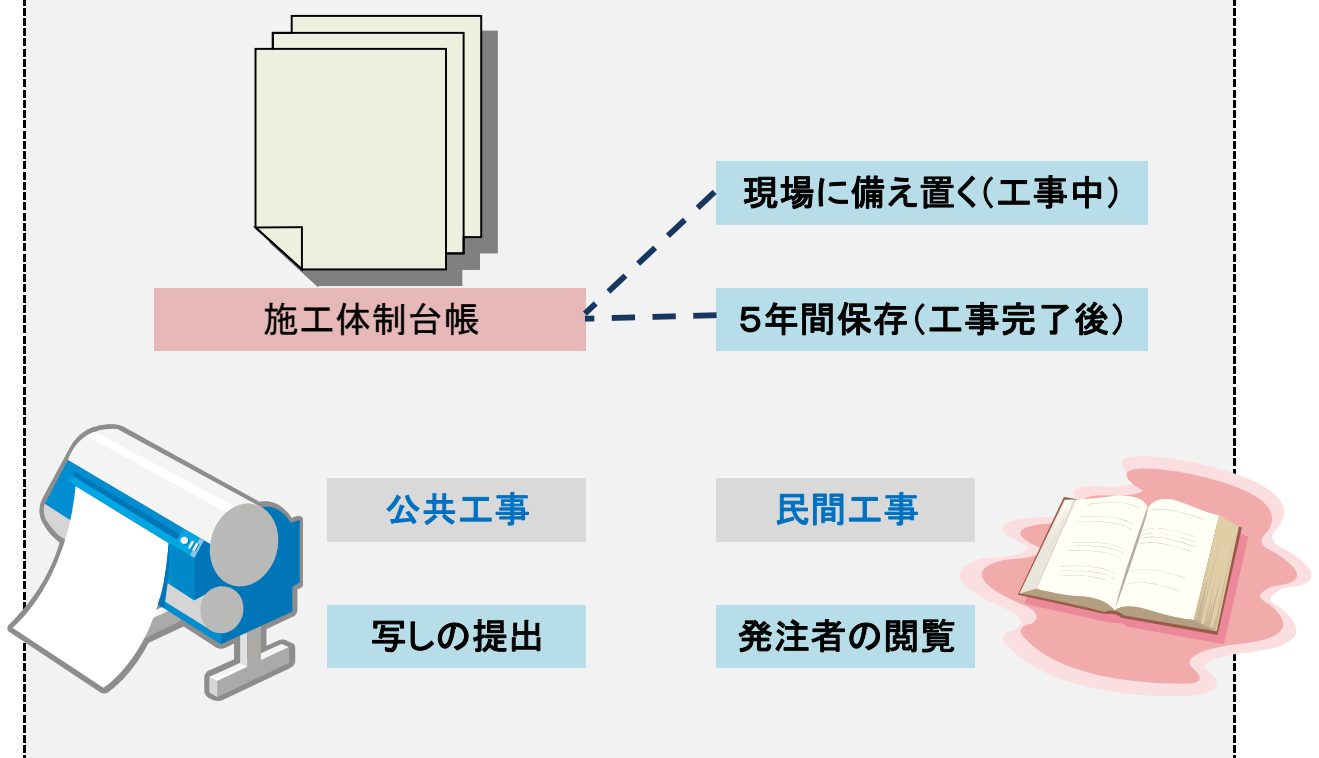
- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）
- ③安易な重層下請 → 生産効率低下

施工体制台帳は、**公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません**。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。（建設業法施行規則第14条の7）

また、**公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約をするときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません**。

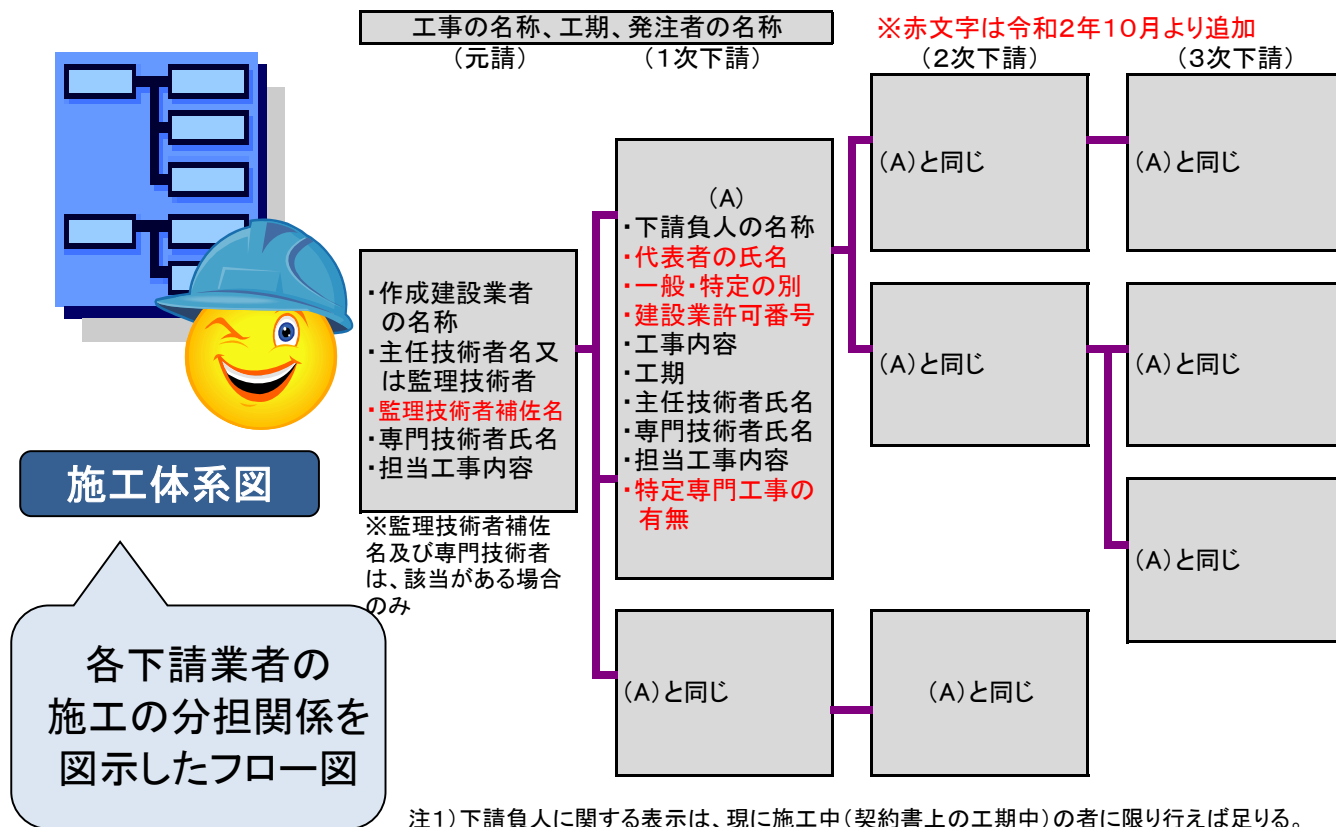
なお、**公共工事においては、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により発注者が施工体制を確認することができる**措置を講じている場合は、**提出不要**となります。

工事施工体制台帳の提出・閲覧・保存



施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

●施工体系図のイメージ

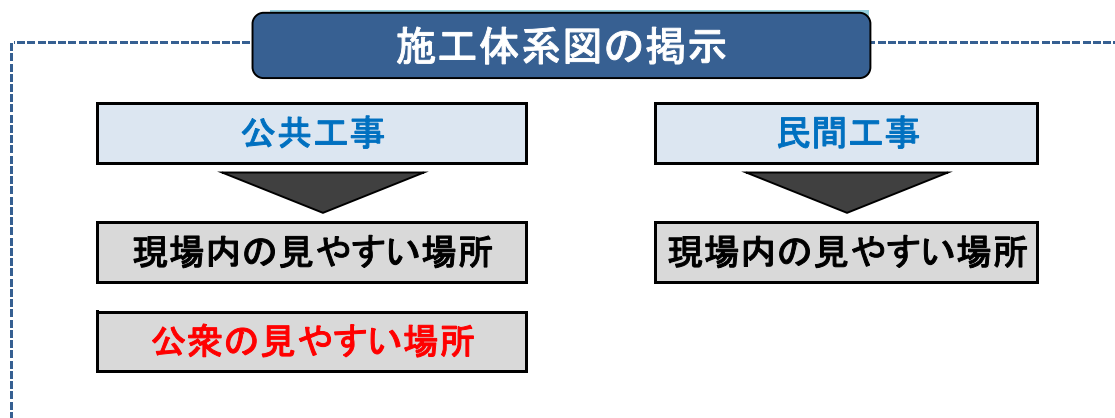


注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者に限り行えば足りる。
(建設業法施行規則第14条の6第3号)

注2) 主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに記載する。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く第26条の2の規定による技術者をいう。

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません(建設業法第24条の8第4項、建設業法施行規則第14条の7)。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。



14

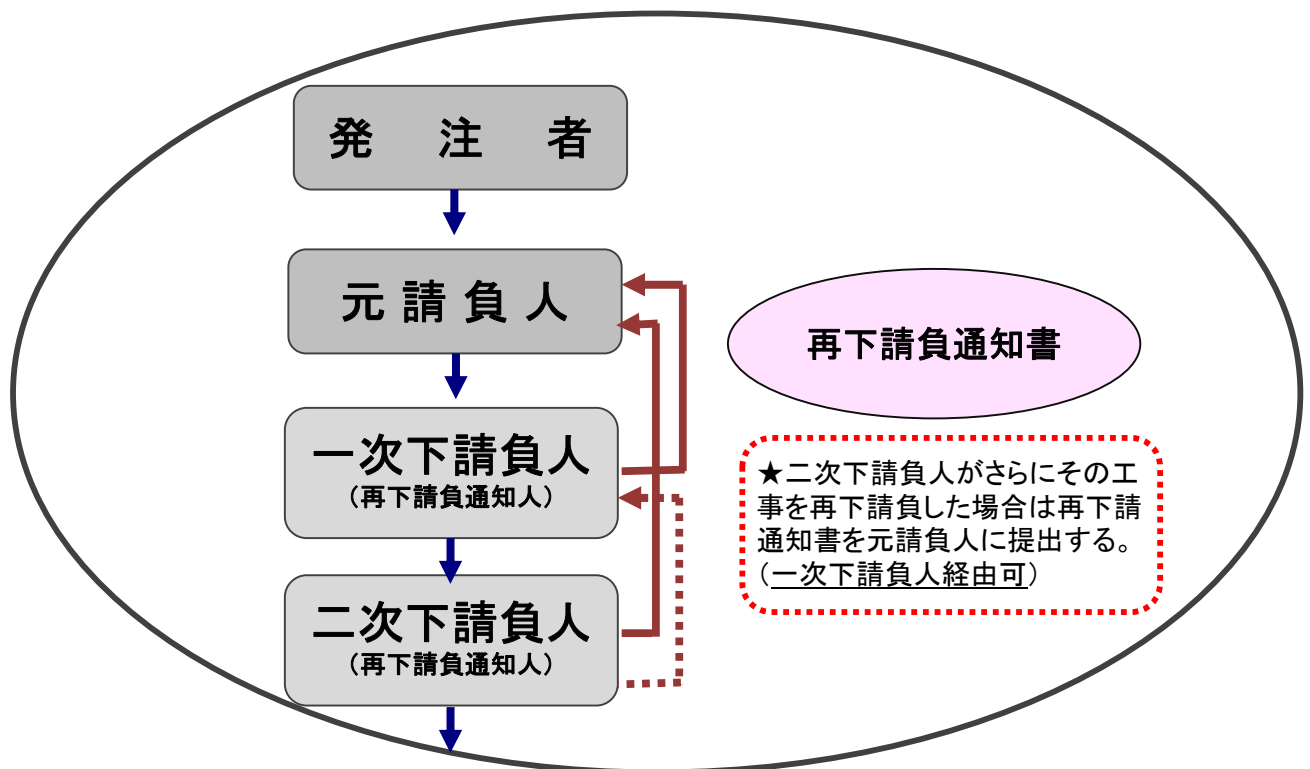
再下請負通知書

施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である作成建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の8第2項)

再下請負通知書の内容(建設業法施行規則第14条の4)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

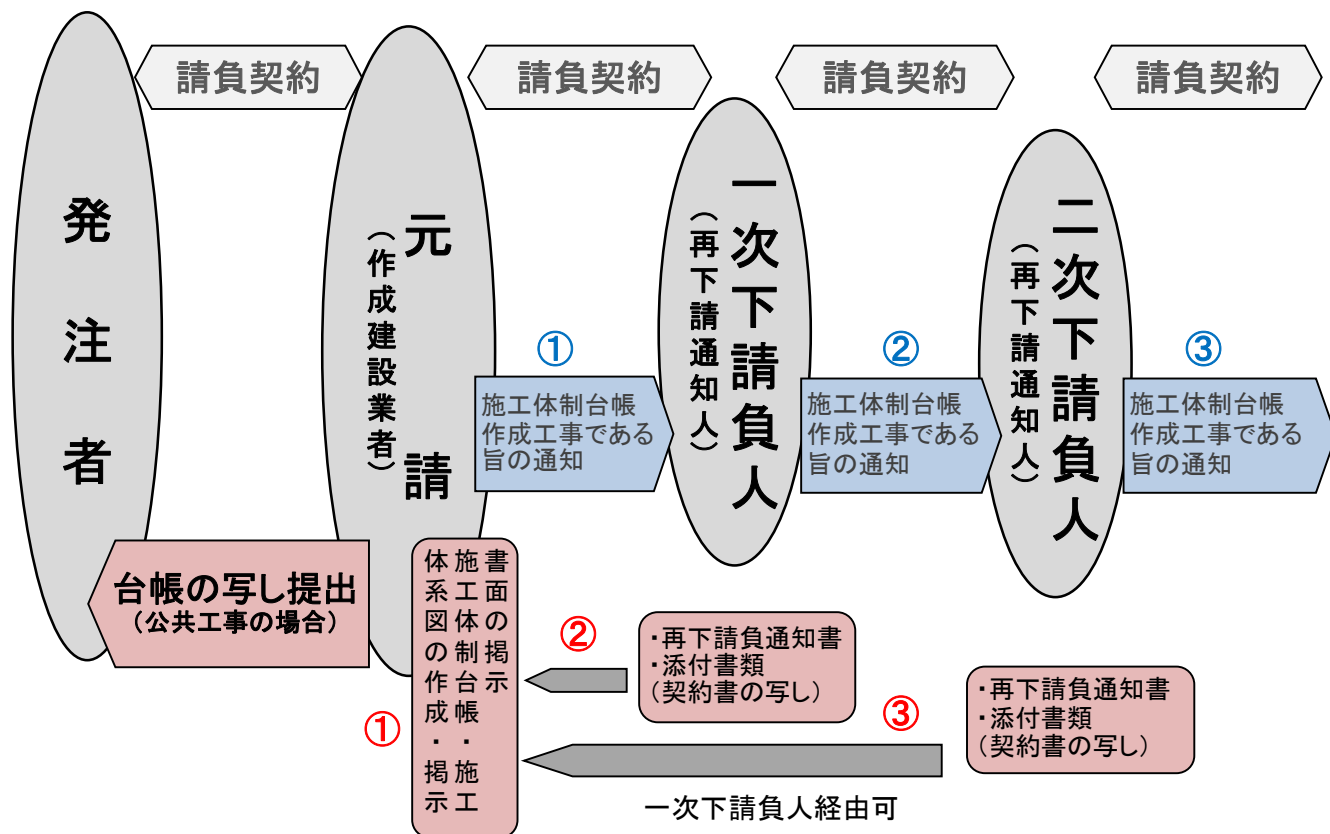
(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。
(建設業法施行規則第14条の5)



15

施工体制台帳の作成手順

施工体制台帳・作成のフロー図



①一次下請締結後

元請業者である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請締結後

一次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

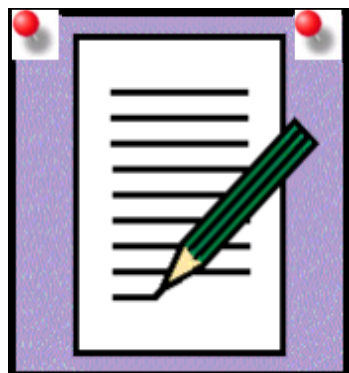
③三次下請締結後

二次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出する(一次下請負人を経由して提出することもできる)とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう！！

(「施工体制台帳の作成等について」(H7. 6. 20 建設省通知))



掲 示

元請業者の義務

- 現場内の見やすい場所に**再下請負通知書の提出案内**を掲示



書面通知

すべての業者の義務

- 下請に工事を発注する際、以下を**書面**で通知
 - ・ 元請業者の名称
 - ・ 再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所



16

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

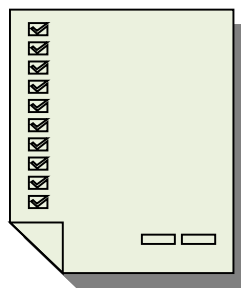
施工体制台帳の記載内容と添付書類



工事内容と
建設業許可



配置技術者の
氏名と資格

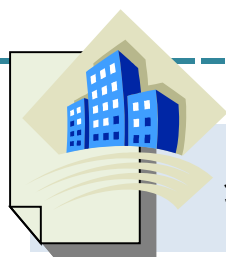


請負契約関係



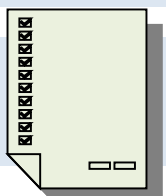
健康保険等の
加入状況

添 付 書 類



発注者との契約書の写し

下請契約書の写し



元請主任技術者・監理技術者関係

- ◎主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面
- ◎主任技術者又は監理技術者の健康保険証等の写し

施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③元請主任技術者・監理技術者(専門技術者)関係

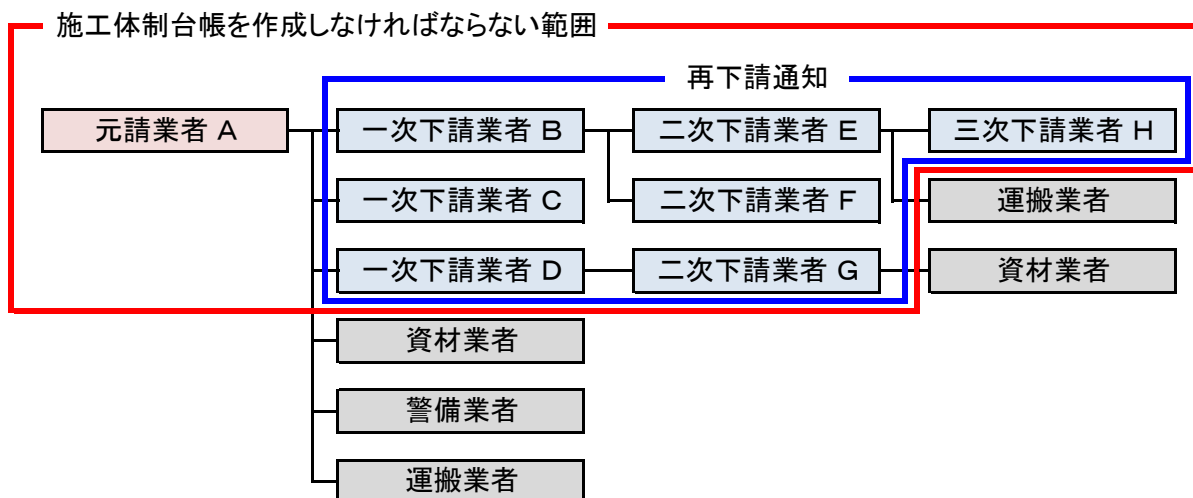
- ◎主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し)
- ◎主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)
- ◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

17 施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

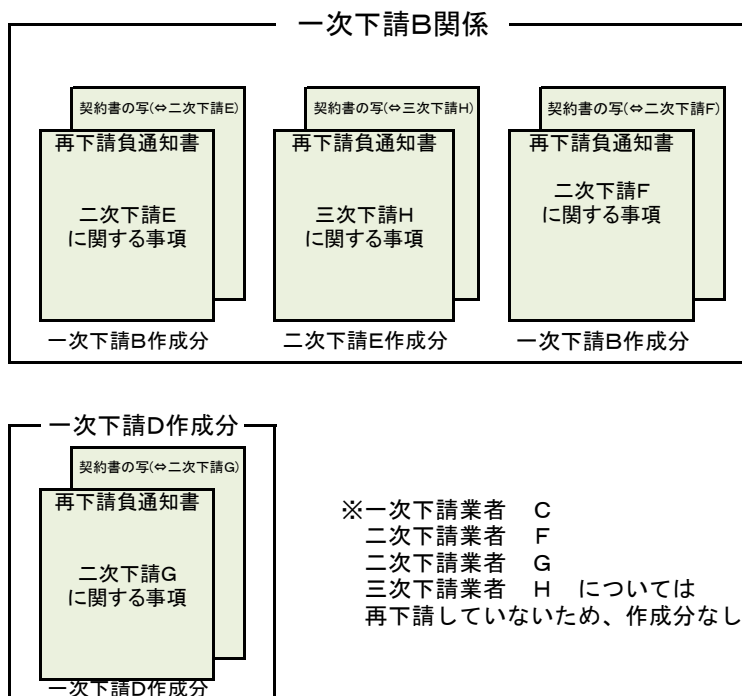
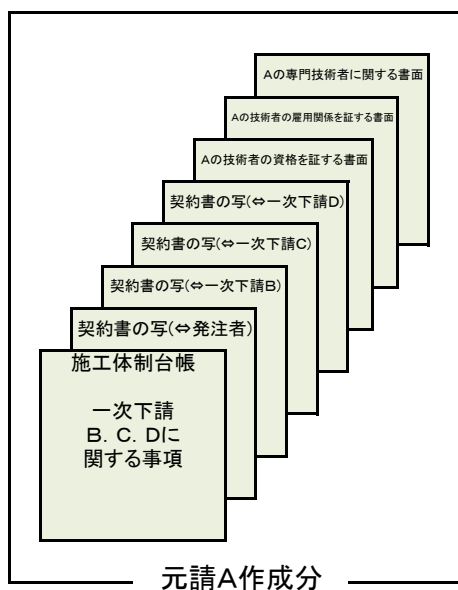
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合があります。

1 施工体制台帳の作成範囲



2 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる



施工体制台帳記載例

令和2年10月1日以降に契約した建設工事から適用されます。

下請負人の商号名称

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

下請負人が置いた安全衛生推進者名（*）

下請負人が置いた安全衛生推進者名（*）

下請負人が置いた雇用管理責任者名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

（主任・専門）技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

【作業員名簿等について】
この他、建設工事に従事する者に関する事項を名簿等により整理する。
（以下は、建設業法で定められた項目）
①氏名、生年月日及び年齢、②職種、③社会保険の加入等の状況、④被共済者であるか否かの別、⑤安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（主任・専門）技術者

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分には建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書を添付してください。
これによらない場合は具体的に記載してください。

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

《下請負人に関する事項》

会社名	福川工業株式会社	代表者名	福川 吾一
住所	〒000-0000 〇〇県☆☆市△△町12-34		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事		
工期	自 令和 2年10月8日 至 令和 3年1月31日	契約日	令和 2年10月7日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
電気	工業業	大臣（特定）知事 一般 第123456号	平成31年2月28日
	工業業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	〇〇営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ

現場代理人名	福川 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 金山 次郎
資格内容	第二種電気工事士

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士
指導監督の実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

施工体制台帳を作成又は変更した日付

令和 2年10月9日

施工体制台帳

〔会社名・事業者ID〕 谷小建設株式会社

〔事業所名・現場ID〕 〇〇ビル作業所

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

下請負人の受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
土、建、電、管、鋼、ほ、しゅ	工業業	大臣（特定）知事 一般 第99999号	平成30年1月10日
電気通信	工業業	大臣（特定）知事 一般 第99999号	平成30年1月10日

工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 建築一式（地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡）		
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1		
工期	自 令和 2年10月6日 至 令和 3年3月31日	契約日	令和 2年10月5日

区分	名称	住所
元請契約	本社	××県××市××町123-4
下請契約	☆☆支店	〇〇県☆☆市☆☆111

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分 営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	元請契約 本社	XXXX	XXXXXXXX
	下請契約 〇〇支店	YYYY	YYYYYYYY

発注者の監督員名	注文 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	-------	------------	-----------

監督員名	谷小 二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	谷小 二郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者名	専任 谷小 二郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名	谷小 三郎	権限及び意見申出方法	一級建築施工管理技士補
専門技術者名	原山 太郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験（10年・管）	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事、給排水施設工事	担当工事内容	
一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無

- 一号特定技能外国人が、建設業に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在籍資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳の添付書類
1. 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3. 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面（監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し）
4. 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面（健康保険等の写し）
5. 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面

再下請負通知書記載例

令和2年10月1日以降に契約した建設工事から適用されます。

〔浪本鉄筋工業（有）（再下請負通知人）が山倉土木（株）（再下請負人）との下請契約の内容を報告する場合〕

再下請負通知書を作成又は変更した日付 令和 2年10月18日

再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

再下請負通知人の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人が受けている許可のうち、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

請負契約に係る営業所の名称を記入

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入
※保険者番号及び被保険者等記号は記載しないこと

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名（*）

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任が非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

1. 一号特定技能外国人が、建設業に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

直近上位注文者名 橋本産業（株）

元請名称 谷小建設（株）

《自社に関する事項》
工事名称及び工事内容 ○○ビル新築工事 / 鉄筋工

工期 自 令和 2年10月10日 至 令和 3年3月20日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
鉄筋 工事業	大臣 知事 特定 一般	第654321号	平成30年10月5日
	大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称 ○○営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ
			雇用保険 Z.ZZ.ZZZZZZ-ZZZZ

監督員名	権限及び意見申出方法
現場代理人名	松田 一郎
主任技術者名	資格内容
専任 松田 一郎	二級土木施工管理技士（土木）

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有	無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

【報告下請負業者】
〒000-0000
住所 ××県××郡××村123

会社名 浪本鉄筋工業（有）
代表者名 浪本 太郎

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日 令和 2年10月9日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
鉄筋 工事業	大臣 知事 特定 一般	第654321号	平成30年10月5日
	大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称 ○○営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ
			雇用保険 Z.ZZ.ZZZZZZ-ZZZZ

監督員名	権限及び意見申出方法
現場代理人名	松田 一郎
主任技術者名	資格内容
専任 松田 一郎	二級土木施工管理技士（土木）

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有	無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》	再下請負業者及び再下請負契約関係
会社名	山倉土木株式会社
住所	〒000-0000 ××県××郡△△町987
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物場重運搬配置工事
工期	自 令和 2年10月17日 至 令和 2年1月10日
契約日	令和 2年10月16日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
とび・土工 工事業	大臣 知事 特定 一般	第987654号	平成31年11月11日
	大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称 ○○営業所	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZZZZZ
			雇用保険 Z.ZZ.ZZZZZZ-ZZZZ

現場代理人名	権限及び意見申出方法
主任技術者名	専任 山倉 三郎
資格内容	担当工事内容
実務経験（指定学科5年・とび土工）	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任が非専任の該当する方に○印	再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有	無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

左記と同様

【作業員名簿等について】
この他、建設工事に従事する者に関する事項を名簿等により整理する。
（以下は、建設業法等に定められた項目）
①氏名、生年月日及び年齢、②職種、③社会保険の加入等の状況、④被共済者であるか否かの別、⑤安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（主任・専門）技術者の資格

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

再下請負通知人が置いた安全衛生（責任・推進）者名（*）

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

再下請負人が置いた安全衛生（責任・推進）推進者名（*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

（主任・専門（*））技術者の資格を具体的に記入
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）

専門技術者が担当する工事

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
2. 〇 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に（*）印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図記載例

令和2年10月1日以降に契約した建設 工事から適用されます。

作成建設業者の商号名称

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(※)

元請名	谷小建設(株)
監督員名	谷小 二郎
主任技術者又は監理技術者補佐名	谷小 二郎
監理技術者補佐名	山田 一郎
専門技術者名	原山 太郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(※)

作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

会長	統括安全衛生責任者 谷小 二郎
副会長	永竹 太郎

下請負人が請負った建設工事の具体的内容

下請負人の商号名称、代表者氏名、許可番号

下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(※)

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合(軽微な工事のみ請け負う業者の場合)は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

工事作業所災害防止

協議会兼施工体系図

工期 自 令和2年4月6日 至 令和3年3月31日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期 ※赤字の項目は、令和2年10月より規定

会社名	福川工業(株)
代表者氏名	福川 一郎
許可番号	大臣 特定 第123456号
安全衛生責任者	福川 四郎
主任技術者	金山 次郎
特定専門工事 該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2年4月8日～3年1月31日

会社名	山賀電気(有)
代表者氏名	山賀 太郎
許可番号	大臣 特定 第123456号
安全衛生責任者	山賀 次郎
主任技術者	山賀 次郎
特定専門工事 該当の有無	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2年4月12日～3年2月1日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名	橋本産業(株)
代表者氏名	橋本 太郎
許可番号	大臣 一般 第123456号
安全衛生責任者	武田 四郎
主任技術者	橋本 次郎
特定専門工事 該当の有無	有
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2年4月17日～3年1月10日

会社名	浪本鉄筋工業(有)
代表者氏名	浪本 鉄郎
許可番号	大臣 一般 第123456号
安全衛生責任者	松田 一郎
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	有
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2年4月17日～3年1月10日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名	木村鉄筋(株)
代表者氏名	木村 太郎
許可番号	大臣 一般 第123456号
安全衛生責任者	木村 賢悟
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	有
専門技術者	
担当工事内容	
工期	2年4月17日～3年1月10日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名	
代表者氏名	
許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事 該当の有無	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日

特定専門工事の該当の有無

現場で働く作業員情報の管理のための作業員名簿（例）

事業所の名称・現場ID

所長名

〇〇ビル新築工事

福川 三郎

元請の現場代理人を記載。

〇〇建設（株）

作業所名や工事名を記載。建設キャリアアップシステムを導入し現場IDが登録されている場合は記載。

建設キャリアアップシステムを導入し、技能者IDが登録されている場合は記載。

一次会社名・事業者ID

〇〇建設（株）

元請確認欄

提出日 令和2年10月10日

（次）会社名・事業者ID

作業員名簿を提出する会社名を記載。

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

令和2年10月8日作成

番号	ふりがな		職種	※	生年月日	健康保険（※1）	建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日	
	氏名				年齢	年金保険（※2）	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID					雇用保険（※3）						
1	たてやま たろう		型枠大工	（作）	S 5 3 年 3 月 1 日	健康保険組合	有	雇入時教育 職長教育	型枠支保工	2 級建築施工管理技士	R 2 年 1 0 月 1 2 日	
	立 山 太 郎				4 3 歳	厚生年金					1 2 3 4	無
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5											
2	〇〇 〇〇		〇〇工	（作）	年 月 日	職種（型枠大工、とび工、電気工事工 など）を記載。	建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の 有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。			資格・免許等の写しを添付が望ましい。	年 月 日	
	建設キャリアアップシステムを導入し、技 能者IDが登録されている場合は記載。				年 月 日	年 月 日	年 月 日					
	〇〇 〇〇				年 月 日	年 月 日	年 月 日					
3	〇〇 〇〇		〇〇工	（作）	年 月 日	※1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険。 ※保険者番号及び被保険者等記号は記載しないこと）を記載。上記の保険に加入 しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合 には、左欄に「適用除外」と記載。 ※2 左欄に年金保険の名称を記載（厚生年金、国民年金等）。※基礎年金番号は記載 しないこと。 ※3 右欄に被保険者番号の下4桁を記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に 「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には 左欄に「適用除外」と記載。			建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録 者、○級〇〇施工管理技士）を有する場合に記載。			年 月 日
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇		〇〇工	（作）	年 月 日				各都道府県の労働局に登録されている教育機関で受けた技能講習			年 月 日
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇		〇〇工	（作）	年 月 日				安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建 運転の業務に係る特別教育）を記載。			年 月 日
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇		〇〇工	（作）	年 月 日							年 月 日
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		
	〇〇 〇〇				年 月 日				年 月 日	年 月 日		

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

（現）…現場代理人

（作）…作業主任者（（注）2.）

（女）…女性作業員

（未）…18歳未満の作業員

（主）…主任技術者

（職）…職 長

（安）…安全衛生責任者

（能）…能力向上教育

（再）…危険有害業務・再発防止教育

（雷）…外国人技能実習生

（就）…外国人建設就労者

（1特）…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

【作業員名簿等について】

建設工事に従事する者に関する事項を名簿等により整理する。

（以下は、建設業法で定められた項目）

①氏名、生年月日及び年齢、②職種、③社会保険の加入等の状況、④被共済者であるか否かの別、⑤安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（主任・専門）技術者の資格

※従事する者が希望しない場合においては、⑥は除く。

資格・免許等の写しを添付が望ましい。

建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合に記載。

各都道府県の労働局に登録されている教育機関で受けた技能講習を記載。

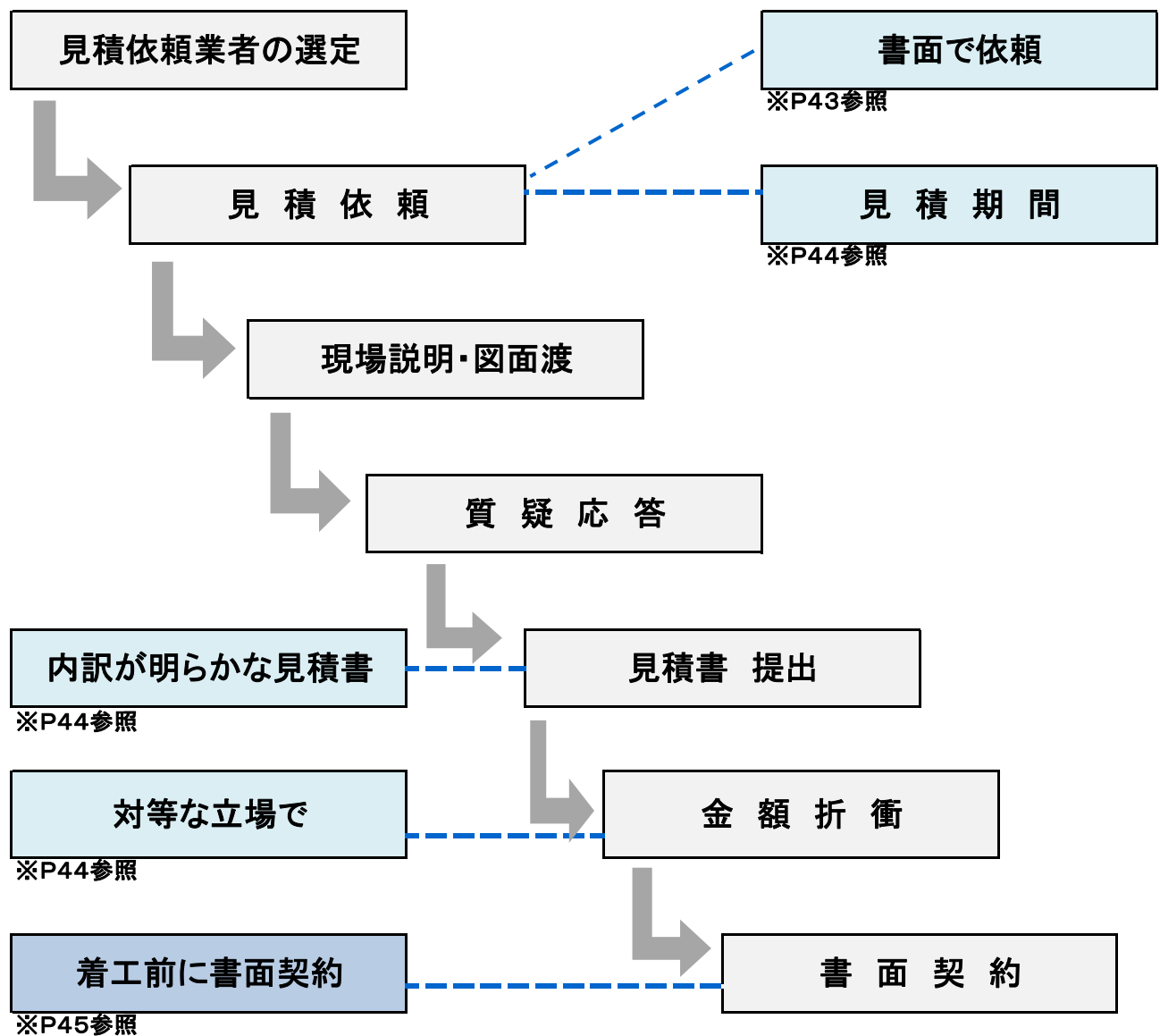
安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）を記載。

記載の一部について、別紙等を用いても差し支えありません。

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

【作業員名簿等について】
建設工事に従事する者に関する事項を名簿等により整理する。
（以下は、建設業法で定められた項目）
①氏名、生年月日及び年齢、②職種、③社会保険の加入等の状況、④被共済者であるか否かの別、⑤安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（主任・専門）技術者の資格
※従事する者が希望しない場合においては、⑥は除く。

<下請契約締結に至るまでのフロー>



ワンポイントアドバイス

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置が行えることを確認しましょう！！

建設工事の適正な施工を確保していくためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある者（＝建設業許可業者）に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業許可業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場で手一杯の状態では、現場での適正な施工が期待できません。

そこで、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要となります。

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)

見積依頼は書面で行う
見積にあたっては下請契約の具体的内容(14項目)を提示

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下の事が記載された書面で行いましょう。(建設業法第20条第4項)
契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目のうち、請負代金の額を除いた14項目となります。

- | | |
|--|---|
| ①工事内容 (※)下記参照 | ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ②工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをする時は、その支払時期及び方法 | ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金額の変更及びその額の算定方法に関する定め | ⑭契約に関する紛争の解決方法 |

(※)「工事内容」については最低限次の8つの事項が明示されている必要があります。

- | | |
|--------------------------|---|
| ①工事名称 | ⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項 |
| ②施工場所 | ⑦施工環境、施工制約に関する事項 |
| ③設計図書(数量等を含む) | ⑧材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項 |
| ④下請工事の責任施工範囲 | |
| ⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程 | |

また、工期等に影響を及ぼす以下の事象が発生するおそれがあることを知っているときは、必要な情報を提供しなければなりません。

- ・地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ・騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

<標準的な見積費目>

直接工事費

+

共通仮設費

+

現場管理費

+

諸経費

※なお、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)を提出するよう明示しなければなりません。

<見積期間>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。(建設業法第20条第4項)

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。(建設業法施行令第6条)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認

質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定

見積書提出 <内訳が明らかな見積書>

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとの「経費の内訳」並びに「工事の工程」ごとの「作業及びその準備に必要な日数」が明らかとなったものでなければなりません。

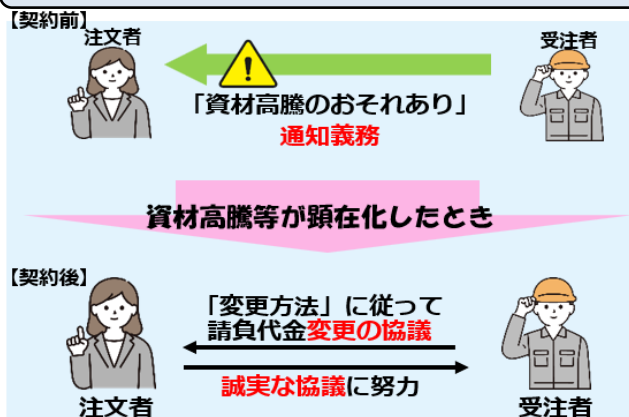
工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、法定福利費、安全衛生経費等の別

金額折衝 <対等な立場で>

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません(建設業法第18条)。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。(建設業法第19条の3)

おそれ情報の通知と、誠実協議の求め <契約締結をするまでに>

R6.12施行



主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に**通知しなければなりません**。

通知した建設業者は、契約締結後、通知に係る**事象が発生した場合**、注文者に工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更について**協議を申し出ることができ**ます。

協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努める必要があります。(建設業法第20条の2)

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（H3. 2. 5 建設省通知））

建設業法では以下の**15項目**が必ず記載されていなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない重要15項目

- | | |
|--|---|
| ①工事内容 | ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ②請負代金の額 | ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期 |
| ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払時期及び方法 | ⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金額の変更及びその額の算定方法に関する定め | |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①分別解体の方法 | ②解体工事に要する費用 |
| ③再資源化するための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

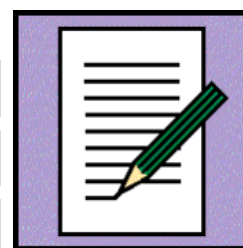
公共工事・民間工事

とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 契 約 書 |
| ② | 注文書・請書 + 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 + 基本契約約款 |

（注）契約書記載事項の**15項目**は必ず記載



【具体的な事例】
建設業法令遵守ガイドライン

2. 書面による契約締結、3. 工期、4. 不当に低い請負代金、
5. 原材料費の高騰等の状況における適正な請負代金及び工期の確保、6. 指値発注、
7. 不当な使用資材等の強制購入、8. やり直し工事、9. 赤伝処理

長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があります。

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成(令和2年7月)

実施を勧告

注文者

- ◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期※**による**請負契約の締結を禁止**
- ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて契約締結までに**通知**

建設業者

- ◆**工程の細目を明らか**にし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

工事を施工しない日や時間帯の定めをするには**契約書面に明記**

※「**通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期**」とは

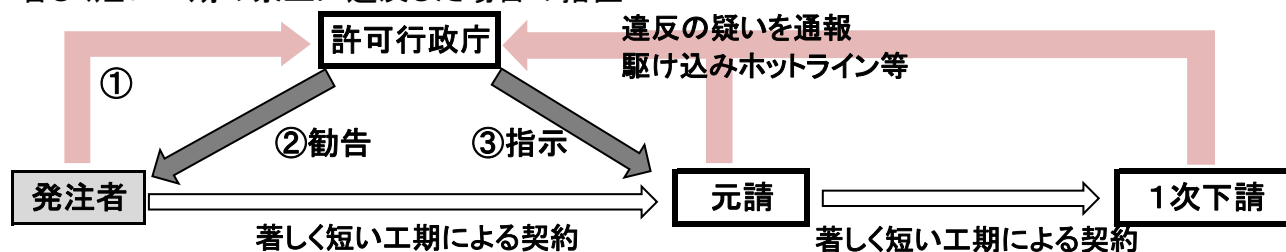
「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をのこを言います。具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、見積依頼の際の条件、見積り等の内容、請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、次の①～③等を総合的に勘案したうえで、個別に判断します。

契約締結された工期が、

- ①「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、
- ②過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、
- ③下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、

下請負人が**違法な長時間労働**などの不適正な状態で工事を施工することとなっていないか。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



①著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、公共工事の発注者は許可行政庁に通知しなければなりません。

②許可行政庁は発注者に対して勧告を行うことができ、従わない場合は公表することができます。

③許可行政庁は元請(建設業者)に対して、勧告や指示処分を行います。

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。(建設業法第40条の3)

帳簿には **5年間** の保存義務があるので注意しましょう。(建設業法施行規則第28条)

発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、**10年間** となります。

帳簿に記載しておかなければならない内容(建設業法施行規則第26条第1項)

1 営業所の代表者の氏名及びその就任日

2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項

- (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 注文者との契約日
- (3) 注文者の商号、住所、許可番号
- (4) 「注文者から受けた完成検査」の年月日
- (5) 「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日

3 発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項

- (1) 当該住宅の床面積
- (2) 建設業者の建設瑕疵負担割合
- (3) 発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人

4 下請契約に関する事項

- (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 下請負人との契約日
- (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
- (4) 下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
- (5) 下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日

(注意)

特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日(下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息(年14.6%)の支払に係るもの)

帳簿に添付しておかなければならない書類(建設業法施行規則第26条第2項)

- 1 契約書又はその写し(電磁的記録可)
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限る。)となって、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。)以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に備え付ける施工体制台帳の以下の部分。(工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。)
 - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術者資格
 - (2) 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名、有する監理技術者補佐資格
 - (3) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - (4) 下請負人(末端までの全業者を指しています。以下同じ。)の商号、許可番号
 - (5) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - (6) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - (7) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

施工体制台帳



帳簿と同様に保存しておかなければならない書類(建設業法施行規則第26条5項)

○ 営業に関する図書

- 1 営業に関する図書とは
 - (1) 完成図
 - (2) 発注者との打合せ記録
 - (3) 施工体系図
- 2 保存すべき図書
 - (1) 建設業法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者 1の(1)～(3)
 - (2) (1)以外の元請業者 1の(1)～(2)

3 保存期間

いずれの図書も、当該目的物の引渡しをしたときから10年間(規則第28条第2項)

※平成20年11月28日施行

【具体的な事例】 建設業法令遵守ガイドライン 13. 帳簿の備付け及び保存

帳簿作成例

■営業所情報 1

営業所の名称	代表者の氏名	代表者と なった年月日
〇〇営業所	注文 二郎	平成22年10月1日

■注文者と締結した建設工事の請負契約

2－(1) 請け負った 建設工事の名称	2－(1) 工事現場の所在地	2－(2) 請負契約 締結年月日	2－(3) 注文者に係る事項			2－(4) 検査完了 年月日	2－(5) 引渡年月日
			商号、名称 又は氏名	住所	許可番号 大臣・知事・特 定・一般 番号		
〇〇ビル新築工事	〇〇県〇〇市〇〇町1－1	令和元年11月1日	九州株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町1－1	大臣／特定 第12345号	令和2年3月1日	令和2年3月2日

■発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約

3－(1) 当該住宅の床面積	3－(2) ※1 建設業者の 建設瑕疵負担割合	3－(3) ※2 発注者に交付している 住宅瑕疵担保責任保険法人
〇〇㎡	〇〇%	〇〇(株)

※1 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第三条1項に該当する場合
※2 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人を利用している場合

■下請負人と締結した下請契約

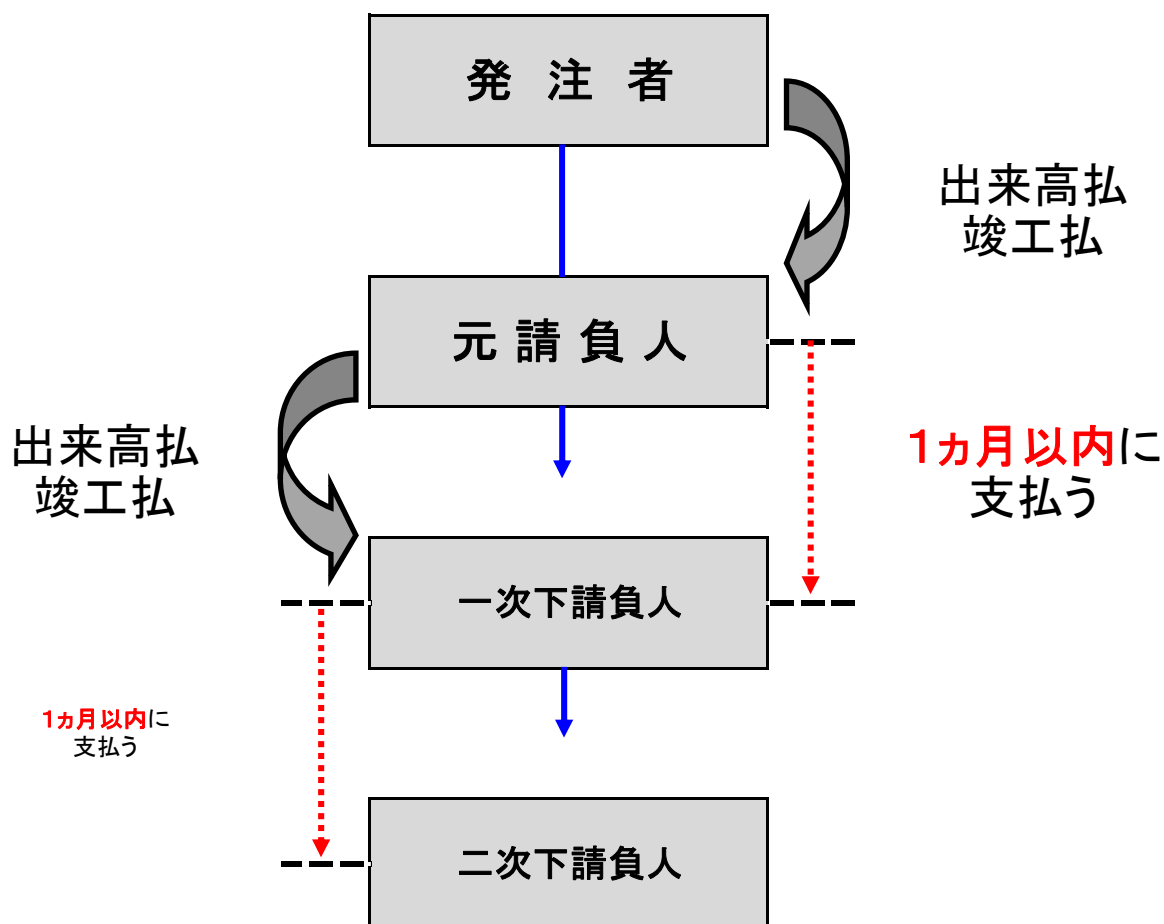
4－(1) 下請契約の名称	4－(1) 工事現場の所在地	4－(2) 下請契約 締結年月日	4－(3) 下請負人に係る事項				4－(4) 検査完了 年月日	4－(5) 引渡 年月日	法第24条の6第1項に規定する下請契約に該当する場合								
			商号、名称 又は氏名	住所	許可番号				下請代金 既支払額	支払 年月日	支払手段 (現金・ 手形・ その他)	手形を交付した場合			下請代金 未支払額	遅延利息 支払額	遅延利息 支払年月日
					大臣・知事／ 特定・一般	番号						手形の 金額	手形交付 年月日	手形満期 年月日			
〇〇ビル新築鉄筋工事	〇〇県〇〇市〇〇町1－1	令和元年11月10日	九州株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町1－1	知事／一般	第123号	令和2年2月1日	令和2年2月2日		令和2年2月28日	現金・手形		令和2年2月28日	令和2年4月30日			
									10,000千円			5,000千円			0千円	0千円	
									千円			千円			千円	千円	

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。
建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

ポイント 1

注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を**1ヵ月以内**に支払わなければなりません。
(建設業法第24条の3第1項)

＜上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら＞



下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。**1ヵ月以内**という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

ポイント 2

下請代金のうち労務費に相当する部分については、**現金**で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。(建設業法第24条の3第2項)

下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、支払代金に占める現金比率を高めるようにしましょう。また、手形期間が60日を超えるものについては、割引困難な手形に該当するおそれがあるので、手形期間は60日以内としましょう。

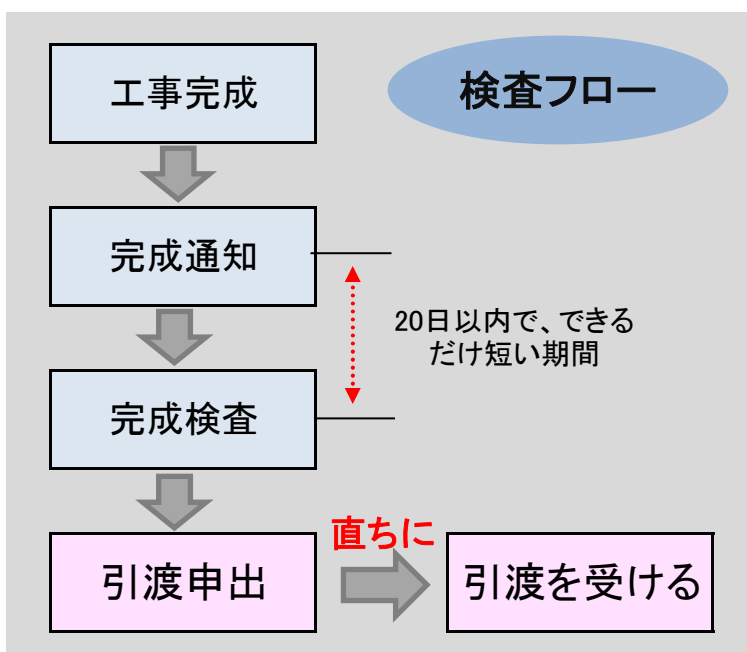
ポイント 3

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(建設業法第24条の3第3項)

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金の前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

ポイント 4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、**直ちに**工事目的物の引渡しを受けなければなりません。(建設業法第24条の4)



◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。

◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

ポイント 5

特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して**50日以内**に下請代金を支払わなければなりません。(建設業法第24条の6第1項)

特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

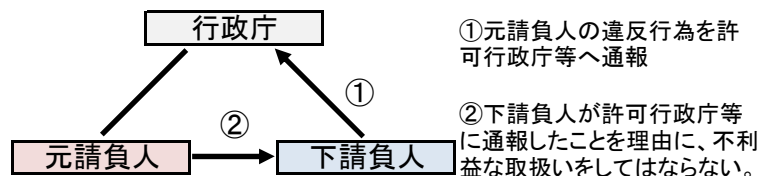
2つの支払期日の関係は？

特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】の両方の義務を負うので、出来高払いや竣工払いを受けた日から**1ヵ月以内**か、引渡しの申出から**50日以内**の支払期日(支払期日の定めがなければ引渡し申出日)のいずれか早い方が実際の支払日になります。

不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)

元請負人が以下のいずれかに違反があるとして下請負人が許可行政庁等にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはいけません。

- ◆ 不当に低い請負代金の禁止
- ◆ 不当な使用資材等の購入強制の禁止
- ◆ 下請代金の期間内の支払い義務
- ◆ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務
- ◆ 特定建設業者の下請代金の支払い義務



【具体的な事例】建設業法令遵守ガイドライン 10. 下請代金の支払、11. 長期手形、12. 不利益取扱いの禁止

ワンポイントアドバイス

「赤伝処理」を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意と、内容の差引額の算定根拠等の明示が必要になります！！

「赤伝処理」とは、建設工事に関係して元請負人と下請負人の間で発生した諸費用について、元請負人が下請代金の支払時に差し引く(相殺する)行為のことをいいます。

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、適正な手続に基づかない赤伝処理を行えば、建設業法に違反するおそれがあります。

そのため、赤伝処理を行う場合には、以下の点に留意してください。

①元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行う場合には、その内容や差し引く根拠等について、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要です。

②内容の見積条件・契約書への明示が必要

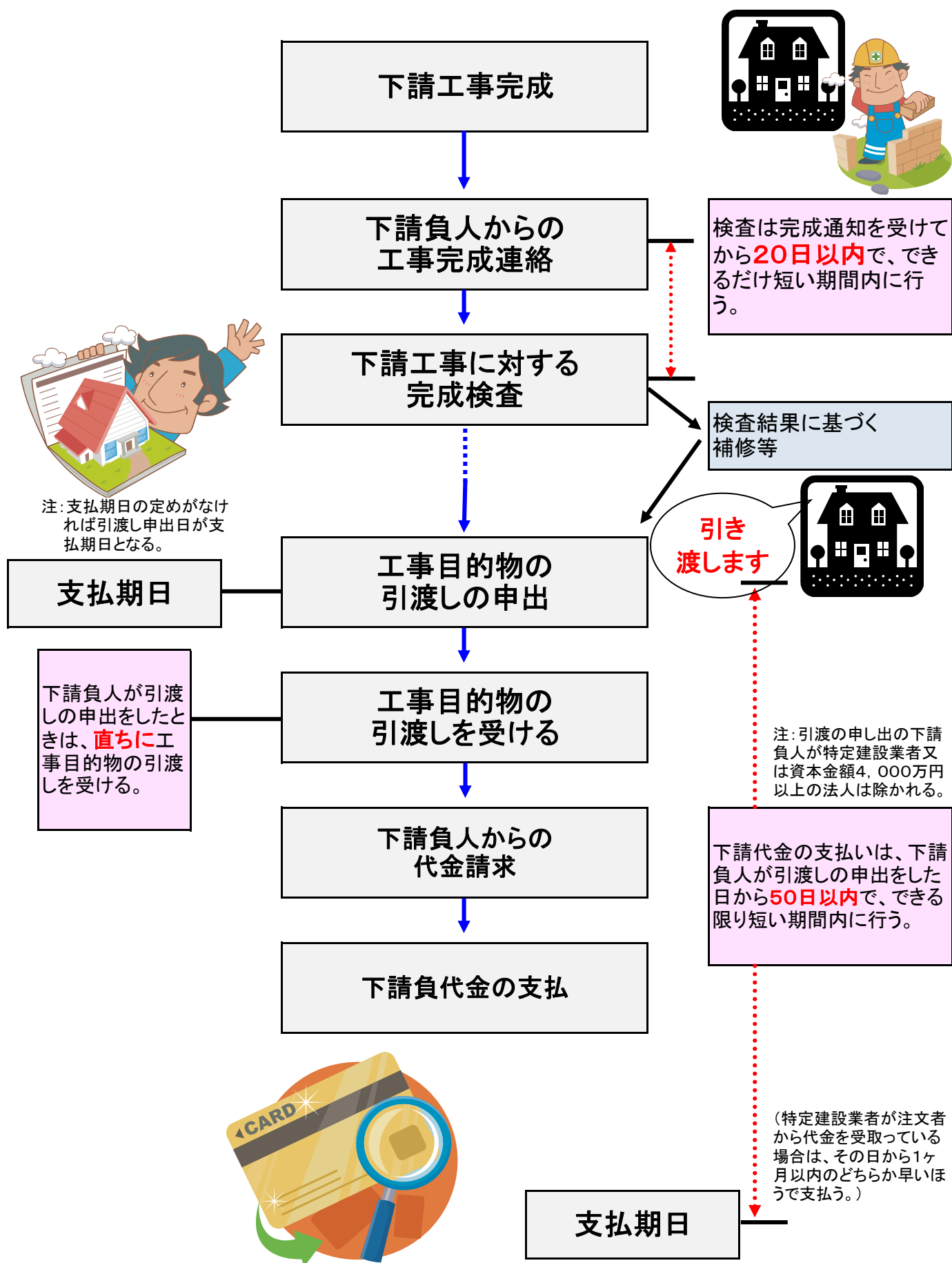
一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用、下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)、下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用及び、その他諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のゴミ処理費用、安全協会会費等)について赤伝処理を行う場合には、その内容や差引額の算定根拠等について、**見積条件書や契約書に明示することが必要**です。

③下請負人の過剰負担とならないよう配慮が必要

元請負人は、赤伝処理を行う諸費用について、その差引額の算定根拠、用途等を明らかにすることで透明性の確保に努め、下請負人の費用負担が過剰なものにならないよう十分配慮する必要があります。

(建設業法令遵守ガイドライン 9. 赤伝処理)

検査・引渡・下請代金の支払いフロー<特定建設業者>



23

建設業法で定める標識の掲示

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る）現場（現場は元請のみ）ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣許可（ ）第 号 知事	
この店舗で営業している建設業				
40cm以上				

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

（平成13年1月6日施行）

建設業の許可を受けた建設業者（元請）が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可（ ）第 号	
許可年月日				
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

（令和6年12月13日施行）

行政指導

指導・助言・勧告(建設業法第41条第1項)

行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

建設業者の不適法な行為等で、建設業法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行うに至らない軽微なものについても対象になります。

監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

また、建設業法の監督処分以外に、国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

指示処分(建設業法第28条第1項、第2項)

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分(建設業法第28条第3項)

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。

また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分(建設業法第29条)

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消処分となります。

監督処分の公表

監督行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行ったときは、その旨を官報や公報で公告しなければならないこととされています(建設業法第29条の5第1項)。これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。

また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開しています。その一環として、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」において監督処分情報を公表しています。

「国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト」

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

「指名停止措置」は監督処分とは異なります

指名停止措置は、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものです。会計法や地方自治法の運用として国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、**建設業法の監督処分とは異なります。**

＜参考＞建設業法で禁止している行為

建設業法では、次のような不正行為等を禁止しています。禁止している行為や、監督処分的基本的な考え方については、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(令和5年3月3日国不建第578号)」に明記されています。

【主な不正行為に対する監督処分基準】

経営事項審査申請の虚偽申請

公共工事の請負契約に係る手続(競争参加資格確認申請を含む。)において提出書類に虚偽の記載を行ったとき、又は不正行為等を行ったときは、**15日以上**の営業停止処分を受けます。

また、経営事項審査において完成工事高の水増し等の虚偽申請を行うことにより得た結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いたときは、**30日以上**の営業停止処分を受けます。

この場合において、経営事項審査の「監査の受審状況」で加点評価されていたときは、**45日以上**の営業停止処分を受けます。



施工体制台帳等の不作成

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が5,000万円(ただし、建築一式工事は8,000万円)以上となった場合には、必ず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。(法第24条の8)

これに違反して、**施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行った**ときは、**7日以上**の営業停止処分を受けることとなります。

※ 平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、金額にかかわらず、施工体制台帳を作成しなければなりません。



無許可業者との下請契約

建設業の許可を受けずに、**建設業を営む者と500万円以上(※1)の下請契約を結ぶ**と、**7日以上**の営業停止処分を受けることになります。

※建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事



建設Gメン



国土交通省

建設Gメンは、建設工事に関する取引において、「適正な請負代金」、「適正な工期設定」、「適切な価格転嫁」での契約締結がなされるよう、各種情報収集を通じて、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、取引状況の監視強化に取り組んでいます。

適正な請負代金

適正な工期設定

適切な価格転嫁



適正取引

建設Gメンによる建設工事の取引状況等の調査

メールや電話※による情報受付



書面や訪問などによる調査



※「駆け込みホットライン」にて受け付けた情報から、建設業者に関して建設業法に違反する疑いが確認された場合は、建設Gメンによる調査等を行います。

調査により建設業法に違反する疑いが確認された工事取引の関係者に対して改善指導などを行います



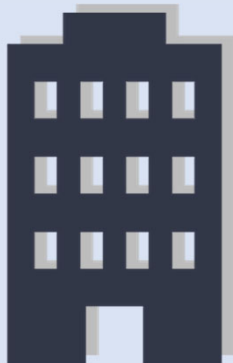
建設Gメンによる調査

【建設業法第40条の4】

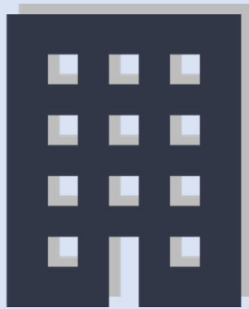
調査によりお伺いする主な内容

調査対象は建設工事の取引関係者

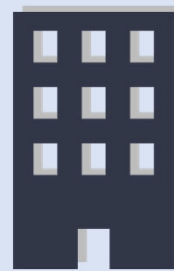
工事の注文者



工事を受注した建設企業



下請として受注した建設企業



調査内容は建設工事の契約状況



【請負代金】

- 見積協議の状況
- 請負代金の設定状況
- 法定福利費の適切な計上
- 労務費相当分の現金払い 等

【工期】

- 休日確保の状況
- 長時間労働の有無 等

【その他】

- 契約変更条項の規定
- 契約変更のおそれ情報の事前通知
- 変更協議の協議状況 等

請負代金や工期のダンピングなどの不適切行為について
建設工事の取引関係者に対して改善指導を行います

※ 調査を行った結果、建設工事の請負契約に関して建設業法違反の疑いが生じた際は、調査対象企業を含めて、発注者、元請、下請などの取引先に対する同種調査や許可行政庁が立入検査を行う場合があります。



— 建設業法違反通報窓口 —

駆け込みホットライン



あつたら違反、
なくそう通報!

全国
共通

TEL .  0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手
形」で下請代金が支払われ
た。

見積書に記載した法定福利費
を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れ
の契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加
費用を一方的に負担させられた

一方的に請負代金や工期を
決定されるが、協議に応じても
られない。



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局
等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入
検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏 名	
会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、 ガイドラインを参考にご記載くだ さい)	

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を図るため、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)が改正され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されます。

この度、国土交通省では、運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「新労務単価」や「品確法の運用指針」などの相談を総合的に受け付ける相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくこととしました。



品確法 運用指針等、建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00ー12:00 13:30ー17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、従来の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合し、建設業に関する様々な現場の生の声をお聞きするものです。従来から受け付けていた、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、新たに運用の始まる品確法の運用指針に関すること等についても相談を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

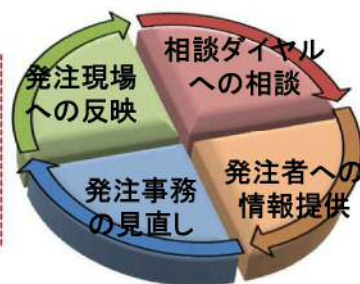
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている。
- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

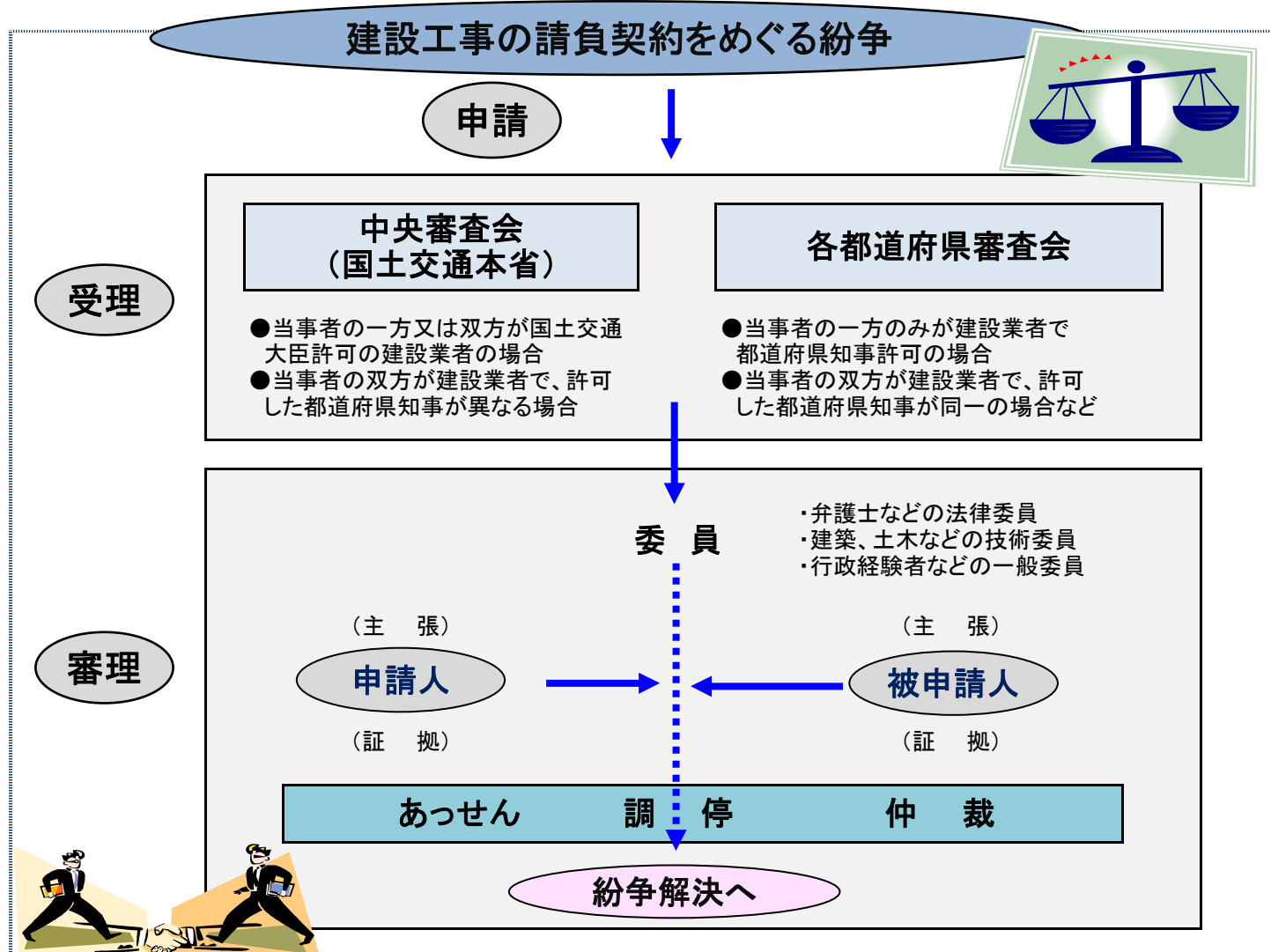
いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqr-kensetsugyo110@ml.milt.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>
品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html
公共工事設計労務単価: http://www.milt.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。(建設業法第25条)



建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧(九州地方整備局管内関係分)

審査会名	担 当 部 局	住 所	電話番号
中 央	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111
福岡県	建築都市部建築指導課建設業係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3719
佐賀県	県土整備部建設・技術課	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	0952-25-7153
長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-894-3015
熊本県	土木部監理課建設業係	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	土木建築部土木建築企画課 建設業指導班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	県土整備部管理課建設業係	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1	0985-24-1111
鹿児島県	土木部監理課建設業指導係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111

(平成30年3月31日現在)

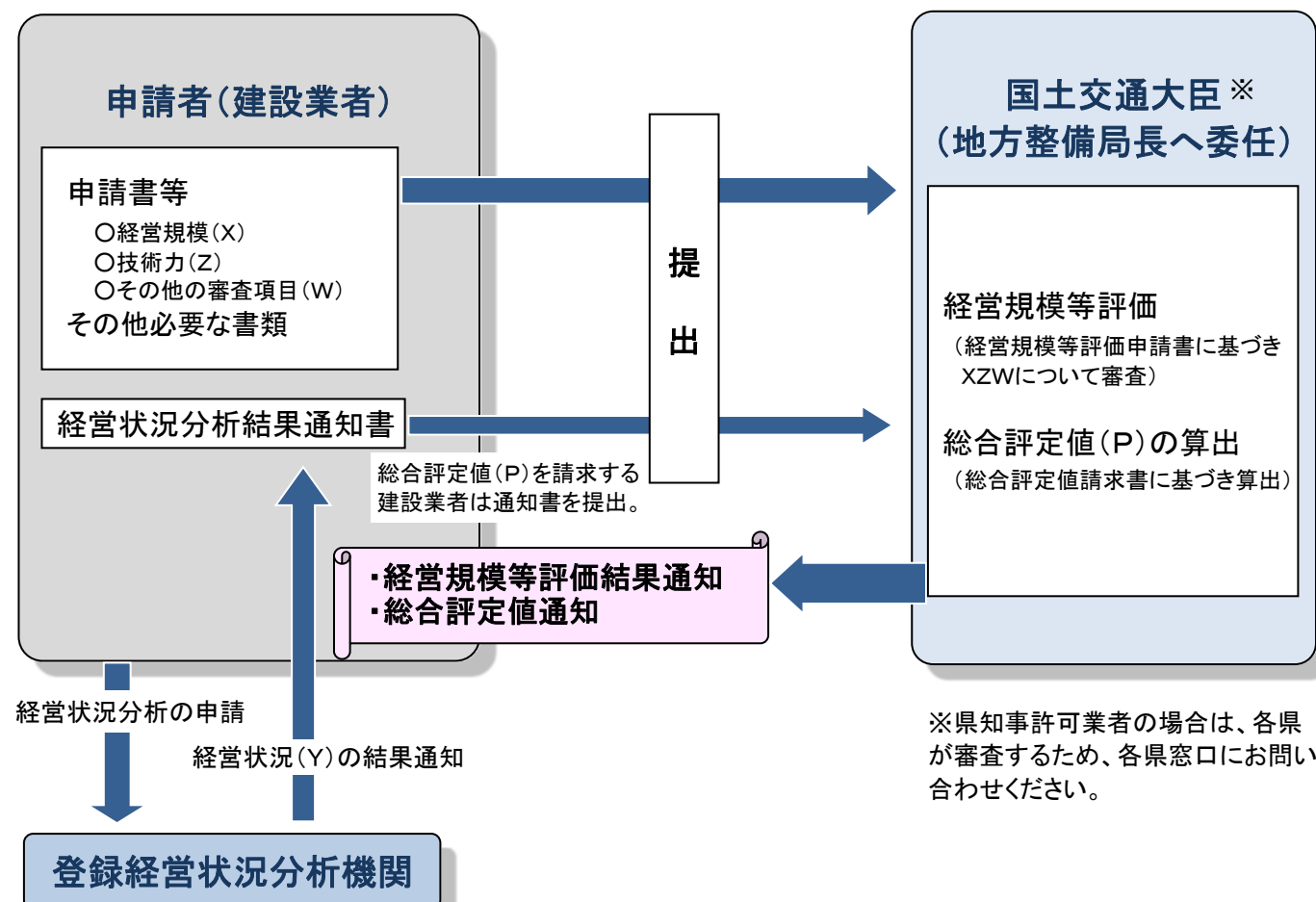
(注)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。

②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係がない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

公共工事を発注者から直接請け負う建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければなりません。(建設業法27条の23)

経営事項審査は、経営状況分析(Y)と、経営規模等評価(X・Z・W)の事項について、全国一律の数値評価で行われます。経営状況分析は国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が審査し、経営規模等評価は建設業の許可行政庁が審査します。

なお、公共工事の発注者は、工事の発注に際して、客観的事項としてこの総合評定値を活用するほか、過去の工事成績、特別な工事の実施状況等の主観的事項についても審査し、判断材料としています。



登録経営状況分析機関については、下記の国土交通省ホームページのアドレスにて紹介しています。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続の透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上から閲覧可能です。

虚偽申請の罰則及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。(完成工事高水増し等の虚偽申請→**30日以上**の営業停止処分 など)

また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

建設工事の業種区分

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省 告示第350号 最終改正平成29年11月10日	建設工事の例示 平成13年国総建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成29年11月10日
1 土木一式工事 (※1)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下の業種も同じ。) ※解体については、※2を参照	
2 建築一式工事 (※1)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

	建設工事の種類 (建設業法別表)	建設業の業種 (建設業法別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省 告示第350号 最終改正平成29年11月10日	建設工事の例示 平成13年国総建第97号 建設業許可事務ガイドライン 最終改正平成29年11月10日
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事 ※2	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※1 29の建設工事の種類のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、**原則として元請業者の立場で**、総合的にマネジメントする事業者向けの許可です。

※2 それぞれの専門工事（3～28）において建設される目的物について、そのみ解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。それ以外の解体工事が解体工事に該当する。（解体工事業については、平成28年6月1日から適用。）

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 4

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7#」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年） 「7○」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）
国家資格取得者等＋実務経験年数：実務経験年数は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

コード	資格区分		建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
O1	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
O2	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7				7								7																	
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7								7																	
	13	1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※		7※		7	7	7※	7		
	1H	1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※			7※	7※			7※		7※		7※	7※	7※	7※			
	14	2級土木施工管理技士	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○		7○		7	7	7○	7		
	1J	2級土木施工管理技士補				7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○		7○		7○	7○	7○	7○			
	15	2級土木施工管理技士				7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7	7○			7○		7○		7○	7○	7○	7○			
	1K	2級土木施工管理技士補				7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○		7○		7○	7○	7○	7○			
	16	2級土木施工管理技士				7○	7	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○		7○		7○	7○	7○	7○			
	1L	2級土木施工管理技士補				7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○		7○		7○	7○	7○	7○			
	20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7			7	7※	7※	7※	7		
	2C	1級建築施工管理技士補			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※		
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	築	7	7○	7○	7○	7○	7○		7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○	7		
	22			躯体		7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○	7		
	23			仕上	げ	7	7	7○	7	7			7	7○			7	7	7	7	7	7○	7			7	7○	7○	7○	7○		
	2D	2級建築施工管理技士補				7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○		
	27	1級電気工事施工管理技士								7												7※							7※			
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7※							7※			
	28	2級電気工事施工管理技士								7												7○							7○		</	

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2／4

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建 築 士 法	37	1級建築士		7	7				7			7	7								7										
	38	2級建築士		7	7				7			7									7										
	39	木造建築士			7																										
技 術 士 法	41	建設・総合技術監理（建設）	7				7			7				7	7											7					7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7			7			7	7	7											7					7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								7															7						
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7												7								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7															7		7		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																			7					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																			
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																		7	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																		7	7
電気工事士法	55	第1種電気工事士									7																				
	56	第2種電気工事士【3年】									7																				
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】									7																				
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																							7						
	35	工事担任者（注1）【3年】																							7						
水 道 法	65	給水装置工事主任技術者【1年】									7																				
消 防 法	68	甲種 消防設備士																												7	
	69	乙種 消防設備士																												7	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 4

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			7																										
	64	型枠施工			7		7																								
	72	左官				7																									
	57	とび・とび工					7																								7
	73	コンクリート圧送施工						7																							
	66	ウェルポイント施工						7																							
	74	冷凍空調調和機器施工 ・ 空調調和設備配管									7																				
	75	給排水衛生設備配管										7																			
	76	配管（注2）・配管工										7																			
	70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7							7													
	77	タイル張り・タイル張り工										7																			
	78	築炉・築炉工・ れんが積み											7																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							7				7																		
	80	石工・石材施工・石積み							7																						
	81	鉄工（注3）・製罐 せいがん												7																	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）													7																
	83	工場板金																	7												
	84	板金・建築板金・板金工（注5）								7										7											
	85	板金・板金工・打出し板金																			7										
	86	かわらぶき・スレート施工								7																					
	87	ガラス施工																		7											
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																			7										
	89	建築塗装・建築塗装工																			7										
	90	金属塗装・金属塗装工																			7										
	91	噴霧塗装																			7										
	67	路面標示施工																			7										
	92	畳製作・畳工																				7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				7									
	94	熱絶縁施工																						7							
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工																										7			
	96	造園																								7					
	97	防水施工																			7										
	98	さく井																										7			
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 4 / 4

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
36	61	地すべり防止工事士				7																					7					
	40	基礎ぐい工事				7																										
	62	建築設備士							7	7																						
	63	1級計装士							7	7																						
	60	解体工事施工技士																													7	
	種目		登録電気工事基幹技能者							7															7							
			登録橋梁基幹技能者				7					7																				
			登録造園基幹技能者																							7						
			登録コンクリート圧送基幹技能者				7																									
			登録防水基幹技能者																		7											
			登録トンネル基幹技能者				7																									
			登録																													

- 備考
- 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。
 - 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- （注1） 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限られます。
- （注2） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製鉄作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注4） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注5） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 4

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号□及び法第15条第2号□該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）

「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「80」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

				特定建設業指定7業種																										
コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3											3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9			9						9																		
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				8																								
	13	1級土木施工管理技士	9			8	9	9	8			8	9	8	9	9		9	8			8			8		9	8	9	
	1H	1級土木施工管理技士補				8	8	8	8			8	8	8	8			8	8			8			8		8	8	8	8
	14	2級土木施工管理技士				8	8	8																						

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2 / 4

			特定建設業指定7業種																												
	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9									9										
	38	2級建築士			8			8			8										8										
	39	木造建築士			8																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9			9				9	9										9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9		9	9									9						9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9											9									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																		9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9															9			9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																			9					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										9																	9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										9																	9		9
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																						8							
	35	工事担任者（注1）【3年】																						8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】																													
消防法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 3 / 4

		特定建設業指定7業種																													
コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																										
	64	型枠施工			8		8																								
	6B	型枠施工（附則第4条該当）			8		8																								
	72	左官				8																									
	57	とび・とび工					8																							8	
	73	コンクリート圧送施工					8																								
	66	ウェルポイント施工					8																								
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注2）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
	77	タイル張り・タイル張り工										8																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
	80	石工・石材施工・石積み						8																							
	81	鉄工（注3）・製罐																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）											8																		
	83	工場板金															8														
	84	板金・建築板金・板金工（注5）							8								8														
	85	板金・板金工・打出し板金															8														
	86	かわらぶき・スレート施工						8																							
	87	ガラス施工															8														
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
	89	建築塗装・建築塗装工																	8												
	90	金属塗装・金属塗装工																	8												
	91	噴霧塗装																	8												
	67	路面標示施工																	8												
	92	畳製作・畳工																			8										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
	94	熱絶縁施工																					8								
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	96	造園																													
	97	防水施工																		8											
	98	さく井																									8				
		土	建	大	左	と	石	屋	電																						

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 4 / 4

			特定建設業指定了業種																												
コード	資格区分		建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事士				8																				8					
	40	基礎ぐい工事				8																									
	62	建築設備士																													
	63	1級計装士																													
	60	解体工事施工技士																												8	
36	種目	登録電気工事基幹技能者																							8						
		登録橋梁基幹技能者				8																									
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者				8																									
		登録防水基幹技能者																			8										
		登録トンネル基幹技能者				8																									
		登録建設塗装基幹技能者																		8											
		登録左官基幹技能者				8																									
		登録機械土工基幹技能者				8																									
		登録海上起重基幹技能者														8															
		登録PC基幹技能者				8								8																	
		登録鉄筋基幹技能者												8																	
		登録圧接基幹技能者												8																	
		登録型枠基幹技能者			8																										
		登録配管基幹技能者																													
		登録高・土工基幹技能者					8																								
		登録切断穿孔基幹技能者					8																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																				8									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8			
		登録エクステリア基幹技能者					8	8					8																		
		登録ALC基幹技能者								</																					

備考

- 資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。
- 解体工事について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

（注1） 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限られます。

（注2） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注4） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注5） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階

TEL 092-471-6331(代表)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/>



建設業許可申請【大臣許可(九州管内)】に関する手続き等については、こちらの
ホームページをご確認ください。
(インターネットで「九州地方整備局 建設産業行政」と検索してください。)

※都道府県知事許可については、各都道府県の建設業担当部局が窓口となりますので
それぞれのホームページ等でご確認ください。